

「固定電話網の円滑な移行の在り方」 二次答申～最終形に向けた円滑な移行の在り方～(案) に対する意見募集」  
意見提出者一覧

計 33者(うち、法人等:30者 個人:3者)

(提出順(法人等・個人別)、敬称略)

○ 法人等

受付	意見提出者	受付	意見提出者
1	株式会社エフエム東京	16	朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部
2	JMITU通信産業本部	17	ソフトバンク株式会社
3	一般社団法人電子情報技術産業協会 ECセンター	18	一般社団法人情報サービス産業協会
4	株式会社エフエム大阪	19	株式会社TBSラジオ
5	株式会社STNet	20	楽天コミュニケーションズ株式会社
6	盛岡地区広域消防組合	21	一般社団法人テレコムサービス協会
7	朝日放送株式会社	22	日本電信電話株式会社
8	株式会社ニッポン放送	23	株式会社NTTドコモ
9	尾張旭市消防本部	24	西日本電信電話株式会社
10	株式会社QTnet	25	東日本電信電話株式会社
11	株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	26	株式会社ケイ・オプティコム
12	一般社団法人全国警備業協会	27	株式会社ジュピターテレコム
13	株式会社文化放送	28	KDDI株式会社
14	中部テレコミュニケーション株式会社	29	アルテリア・ネットワークス株式会社
15	小牧市消防本部	30	東北インテリジェント通信株式会社

○ 個人

受付	意見提出者
31	個人A※
32	個人B
33	個人C

※ 当該意見については、本件の内容に関するご意見ではなかったことから掲載を割愛。

# 「固定電話網の円滑な移行の在り方」 二次答申 ～最終形に向けた円滑な移行の在り方～(案) に対する意見募集」 に対して寄せられた意見及び考え方

## 0. 答申(案)全体 関係

<p>意見0-1 IP網へ移行後も引き続き固定電話を維持していくことが重要であり、そのためにも、最小限の追加コストで固定電話の受け皿であるメタルIP電話を実現していくことが必要。マイライン、電話を繋ぐ機能、緊急通報について、方向性・考え方が示されたことは、円滑なIP網への移行に資する。引き続き、事業者間協議を加速するとともに、消費者被害発生防止を含めたお客様周知やINSネットの終了に向けた業界団体等との連携、緊急通報受理機関との丁寧な対応等に努めていく。</p>	<p>考え方0-1</p>
<p>【意見対象箇所】 全体</p> <p>【意見内容】 私どもは、現在ご利用いただいている「固定電話※」を、IP網へ移行することについて、2010年11月に「PSTNのマイグレーションについて～概括的展望～」を発表し、2015年11月に「『固定電話』の今後について」を公表のうえ、電話網移行円滑化委員会での累次の説明(「固定電話網の円滑な移行の在り方について」(2016年4月)及び「固定電話のIP網移行後のサービス及び移行スケジュールについて」(2017年4月)等)により、私どもの考えをお示してきました。</p> <p>※ NTT東西が固定電話網(PSTN)により提供する加入電話及びINSネット(音声)</p> <p>その中でも申し述べてきたとおり、固定電話網からIP網への円滑な移行を進めていく上で最も重要なポイントは、音声通信市場が縮小していく中、IP網へ移行後も引き続き固定電話をご利用されるお客様のために、いかに固定電話を維持していくかという点であると考えます。</p> <p>そのためには、IP網の特性を活かし、できる限りお客様にご負担をおかけしないよう、最小限の追加コストで「固定電話」の受け皿となるメタルIP電話を実現していく必要があると考えます。</p> <p>今回の二次答申(案)では、固定電話網からIP網への移行に向け、上述の考えを基本的な視点に据えて一定の整理が図られたものと認識しており、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① マイライン制度の廃止手続きに入るとする方向性が示されたこと</li> <li>② 事業者間における「電話を繋ぐ機能」の実現に向けた方向性が示されたこと</li> <li>③ 緊急通報の「回線保留・逆信」の代替機能としてNTT東西提案の「指令台からのコールバック」による対応が現実的かつ合理的との考えが示されたこと</li> </ol> <p>については、事業者間での検討状況・結果等も踏まえた、利用者視点での円滑なIP網への移行に資するものと考えます。</p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>全国あまねく提供され、拡大傾向にあるOAB～J IP電話(光IP電話)を含む固定電話は、地域の住宅・事業所(ビジネス・学校・公共機関等)といった拠点との基本的な通信のための手段であり、社会経済活動に不可欠な基盤としてIP網への移行後も必要とされるものである。</p> <p>こうした基盤の提供とあわせ、今後の固定通信網において、IP網の特性を活かした距離に依存しない低廉な電話サービスや、アクセス回線の光ブロードバンド化とあわせた高度で多様なサービスが実現するといったIP網への移行の意義を最大限活用した円滑な移行が期待される。</p> <p>こうした基本的な考え方のもと、一次答申においては、IP網移行後の利用者利益と競争基盤の確保を主眼に置いた個別課題の具体的な方向性を取りまとめた。</p> <p>これを踏まえて、二次答申(案)においては、IP網への移行工程・スケジュール及び移行に伴う利用者対応の方向性・留意点や個別課題の具体的な方向性等を取りまとめた。</p> <p>NTTにおいては、一次答申及び二次答申(案)に示した取組に主体的かつ先導的に対応し、利用者</p>

また、お客様に出来る限り負担をおかけすることなく「固定電話」を維持していく観点から、無電柱化エリアやルーラルエリアにおいて、メタルケーブル等を再敷設することが非効率となる場合には、アクセス回線として光ケーブルや無線を含めた様々な選択肢から最適な方法を選択できるようにしていただきたいと思います。

私どもとしては、円滑な移行に向けて、お客様にできる限りご迷惑をおかけしないよう、今後とも引き続き、事業者間協議を加速するとともに、消費者被害発生防止を含めたお客様周知やINSネット(デジタル通信モード)の終了に向けた業界団体等との連携、緊急通報受理機関との丁寧な対応等に努めていく考えです。

【日本電信電話株式会社】

利益を十分に確保したサービス移行及び円滑な設備移行について責任をもって実施していく必要がある。

本審議会としては、二次答申取りまとめ以降も電話網移行円滑化委員会を開催して、一次答申及び二次答申(案)に基づく取組が適切かつ着実に実施されているかについて、NTTから定期的な報告を求めるなど、適切にフォローアップを実施していく。

【意見対象箇所】

全体

【意見内容】

当社は、現在ご利用いただいている固定電話のIP網への移行について、2010年11月に「PSTNのマイグレーションについて～概括的展望～」を、2015年11月に『固定電話』の今後について」を、それぞれ公表した上で、電話網移行円滑化委員会での累次の説明(「固定電話網の円滑な移行の在り方について」(2016年4月)及び「固定電話網のIP網移行後のサービス及び移行スケジュールについて」(2017年4月)等)を通じて、IP網の特性を活かしたメタルIP電話の提供条件(全国一律の通話料金等)やIP網への移行工程・スケジュール等について当社の考えをお示してきました。

その中で申し述べてきたとおり、固定電話網のIP網への円滑な移行を進めていく上での最も重要なポイントは、音声通信市場が縮小していく中、IP網への移行後も引き続き固定電話をご利用されるお客様のために、いかに固定電話を維持していくかという点にあり、そのためには、IP網の特性を活かし、できる限りお客様にご負担をおかけしないよう、最小限のコストで現在の固定電話の受け皿となるメタルIP電話を実現していく必要があると考えます。

今回の二次答申(案)では、事業者間での検討状況等も踏まえながら、こうした基本的な考え方をもとに、固定電話網のIP化に向けて、事業者間競争の促進よりもむしろ、利用者利便の確保や円滑な移行に重点を置いた方向性が示されたと考えており、賛同します。

その中でも、マイラインについて、今後も固定電話市場は縮小していく見込みであることやIP網への移行に伴い距離区分のない全国一律の料金体系が主流になることを踏まえ、その廃止手続きに入るとする整理がなされたことは適切であると考えます。

当社としては、責任をもって固定電話を維持していく考えであり、今回の整理を踏まえつつ、お客様にできる限りご迷惑をおかけしないよう、事業者間の協議を加速するとともに、消費者被害の発生防止を含む丁寧なお客様周知、各種の関係団体等との密接な連携、緊急通報受理機関との丁寧な対応等に努め、引き続き関係者の皆様からのご協力もいただきながら、固定電話網のIP網への円滑な移行を着実に進めていく考えです。

【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】

<p>意見0-2 IP網への移行を進めるに当たっては、これまで整備されてきた利用者保護ルールや公正競争要件を踏まえて課題を整理していくことが必要。今後、IP網への移行に当たり、NTT東日本・西日本は適時適切にスケジュール等の見直しや改善を図っていくことが必要。総務省においても、NTTに対して定期的な報告を求め、必要に応じて事業者等からの意見聴取を行い、フォローアップすべき。</p>	<p>考え方0-2</p>
<p>【意見対象箇所】 全体</p> <p>【意見内容】 今回の答申案において、IP網への移行工程・スケジュール及び当該移行に伴い求められる利用者対応の方向性や留意点に関して具体的方向性が示されたことは、IP網への円滑な移行を進める上で有意義なものであると考えます。当社は、本答申案に示された方向性を踏まえ、真摯に事業者間協議を進めていく考えです。</p> <p>なお、IP網への移行を進めるにあたっては、以下のような課題があることから、これまで整備されてきた利用者保護ルールや公正競争要件を踏まえて整理していく必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT東・西の第一種指定電気通信設備を用いて提供されるサービスを廃止・移行するにあたって、利用者保護の観点からルール整備が必要であること。</li> <li>・ 第一種指定電気通信設備に係る事業者向けの役務の料金や提供条件については、本来は「接続ルール」を適用し、適正なコストに基づきサービス提供される必要があること。</li> <li>・ ユニバーサルサービスに関し、NTT東・西が無電柱化エリアや設備更改を迎えるルーラルエリアを対象として限定的にモバイル網(データ通信)を活用して音声通話を提供すると提案していることについて、NTT東・西に対する業務範囲規制に抵触する可能性や、NTTドコモ分離の趣旨に反する可能性があること。</li> </ul> <p>なお、今後、IP網への移行にあたり事業者間での協議や取組を進めていく中において、新たな課題や環境変化等が生じる場合があることから、NTT東・西は、適時適切にスケジュール等の見直しや改善を図っていく必要があります。総務省においても、答申案の記載のとおり、NTTに対して定期的な報告を求め、必要に応じて事業者等からの意見聴取を行って、フォローアップを実施していただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>固定電話網のIP網への円滑な移行を実現するため、NTTをはじめとする事業者においては、二次答申(案)に示した移行工程・スケジュール等に基づく検討・協議や必要となる取組を加速していく必要がある。</p> <p>その上で、今後、実際の移行の準備・取組が進められていく中において新たな課題や環境変化等が生じた場合は必要に応じて見直し・改善を図っていく必要がある。</p> <p>本審議会としては、御意見に課題として示された点も含め、IP網への移行に向けた取組をフォローアップしていくとともに、総務省においては必要な制度整備等を進めていくことが適当である。</p>
<p>意見0-3 NTT東日本・西日本のシェアが依然として高い市場支配力を有している他、ユーザ料金が高止まりしており、かつ、サービス多様化が進まないといった課題が存在。IP網への移行は、利用者保護の観点及び公正な競争環境の維持・継続を促進することを前提に実施すべき。</p>	<p>考え方0-3</p>
<p>【意見対象箇所】 全体</p> <p>【意見内容】 「固定電話網の円滑な移行の在り方」一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～(案)」に関する弊社意見書(平成29年2月23日付け)にて申し上げたとおり、現在、我が国の通信サービスは、多くの事業者が参入し、多様なサービスの提供、料金の低廉化、新技術導入など、利用者である国民に多くの恩恵をもたらし、世界でも最先端</p>	<p>固定電話網のIP網への移行に当たっても、利用者の利益とともに公正な競争環境が引き続き確保されることが求められる。</p> <p>これを前提に、NTTをはじめとする事業者においては、IP網への円滑な移行の実現に向けて、一次答申及び二次答申(案)に基づく取組を着実に進めていく必要がある。</p>

<p>のICT環境を構築するに至っています。これは、1985年の電気通信市場の自由化以降、総務省殿主導により中継選択、マイライン制度の導入、ドライカップ(メタル)の開放などの競争促進策の導入や、NTTグループ再編による競争環境整備を進めることで、事業者間の競争原理を働かせると共に、公正な競争環境をチェックするための競争評価制度などが導入され、長年にわたって運用されてきた結果であり、この「公正な競争環境整備を進めることで、料金の低廉化、技術の発展を促進していくこと」という基本思想は、技術がIPへ変遷しようと変わりはありません。</p> <p>今回、「固定電話網の円滑な移行の在り方」二次答申～最終形に向けた円滑な移行の在り方のとりまとめに向けて、固定電話網のIP網への具体的な移行工程・スケジュール及び当該以降に伴い求められる利用者対応等の方向性・留意点、個別課題に関する具体的な方向性が示されたところですが、現状として東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」)殿のシェア(加入電話及びOABJ-IP電話)は依然として高い市場支配力を有している他、光回線の卸売サービス(光コラボレーションモデル)は、NTT東西殿の原価に連動せず不透明な価格により提供されている結果、料金競争が進まずユーザ料金が高止まりしており、かつ、卸売であるがゆえにサービス多様化が進まないといった課題が存在していることを踏まえ、IP網への移行は、ユーザ利便性の維持等の利用者保護の観点及び公正な競争環境の維持・継続を促進することを前提に実施すべきものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>総務省においては、サービス移行に伴う利用者保護や、設備移行の円滑な実施のための制度整備を行うことが適当である。</p> <p>なお、光回線の卸売サービスの料金その他の提供条件については、総務省において確認し、公正競争の確保等に支障が生じる場合には、所要の対応に取り組んでいくことが適当である。</p>
<p>意見0-4 二次答申(案)では、固定電話網のIP網への移行について方向性が示され、大変意義がある。引き続き事業者間協議を通じて諸課題の解決を図っていききたい。総務省においても、事業者間の協議を注視しつつ、適宜フォローアップいただきたい。</p>	<p>考え方0-4</p>
<p>【意見対象箇所】 総論</p> <p>【意見内容】 今回の2次答申案は、「事業者間意識合わせの場」等における事業者間の検討結果等を踏まえ、固定電話網のIP網への移行について方向性が示されたものと考えており、大変意義があるものと考えます。</p> <p>当社としては、既にIP接続の開始に向けて検討がなされているところ、引き続き事業者間の協議を通じて諸課題の解決を図っていききたいという考えです。総務省殿におかれましても、事業者間の協議状況等を注視していただき、適宜フォローアップしていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>固定電話網のIP網への円滑な移行を実現するため、NTTをはじめとする事業者においては、二次答申(案)に示した移行工程・スケジュール等に基づく検討・協議や必要となる取組を加速していく必要がある。</p> <p>本審議会としては、IP網への移行に向けた取組をフォローアップしていくとともに、総務省においては必要な制度整備等を進めていくことが適当である。</p>

## 1. 固定電話網のIP網への移行工程・スケジュール等 関係

<p>意見1-1 移行工程について賛同。</p>	<p>考え方1-1</p>
<p>【意見対象箇所】 2頁 1. 固定電話網のIP網への移行工程・スケジュール等     図: 第28回委員会でNTTが示した移行工程・スケジュール</p> <p>【意見内容】 移行工程について賛同致します。</p> <p style="text-align: right;">【アルテリア・ネットワークス株式会社】</p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>意見1-2 移行工程・スケジュールの基本的な考え方に賛同。全ての事業者が漏れなく円滑に移行が実施されることを望む。メタル回線の提供終了予定スケジュールについても NTT グループへ早期開示を要望。</p>	<p>考え方1-2</p>
<p>【意見対象箇所】 2～6頁 1. 固定電話網のIP網への移行工程・スケジュール等 (1) サービス移行に係る具体的な移行工程・スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PSTNからIP網への(設備)移行は、支障なくサービス移行を行うためには、2025年1月までに完了させることが必要</li> <li>・ メタル電話からメタルIP電話へのサービス移行(契約切替)は、利用者への事前周知が十分に行われるのであれば、2024年1月に一斉に実施することは妥当</li> <li>・ サービス移行(契約切替)に係る周知は、メタルIP電話へ移行する利用者規模も踏まえ、遅くとも2022年1月には開始することが必要。</li> </ul> <p>【意見内容】 移行工程及びスケジュールの基本的な考え方に賛同します。詳細について引き続きNTT東西殿及び関係事業者間での協議を進めつつ、設備移行にあたっては相互接続事業者と連携し、すべての事業者と漏れなく、円滑に移行が実施されることを望みます。なお、直収電話サービス提供事業者である弊社としては、メタル回線の提供終了予定スケジュールについてもNTTグループ殿より早期の開示を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>メタル回線の撤去時期については、利用者や事業者の予見可能性を確保し、円滑な移行を実現する観点から、NTTはできる限り速やかに開示することが求められる。</p> <p>また、メタル回線の撤去については、一次答申にも示したとおり、PSTNからIP網への円滑な移行や事業者の事業判断を促す観点から、事業者や利用者の予見可能性を高めるため、現在DSL事業者を対象とした「4年前ルール」を直収電話事業者にも適用するなど、NTT東日本・西日本による情報提供についての適切な規律を課すことが必要である。</p>

<p>意見1-3 NTTは、ユニバーサルサービスの提供事業者として、公衆電話や緊急通報の技術展望を含め、メタルIP電話の終了時期及びメタルアクセスの移行スケジュールを早急に明らかにすべき。</p>	<p>考え方1-3</p>
<p>【意見対象箇所】 4頁</p> <p>【意見内容】 メタルIP電話の終了時期について メタルIP電話は、あくまで光IP電話への移行の過程で過渡的なものです。本移行がPSTNの維持限界を理由に避けられないものであるにしても、移行がもたらす影響は多方面にわたり、かつ、国民生活に重大な影響を与えるものです。メタルIP電話が、限られた期間の利用形態であるからこそ、その先を見通した対応や政策が必要です。NTTは、ユニバーサルサービスの提供事業者として、公衆電話や緊急通報の技術展望を含め、メタルIP電話の終了時期及びメタルアクセスの移行スケジュールを早急に明らかにすべきです。</p> <p style="text-align: right;">【JMITU通信産業本部】</p>	<p>メタルIP電話の終了時期については、NTTにおいて、予見可能性を確保する観点から、光IP電話への移行も視野に入れ、可能な限り早期に確定・公表することが求められる。</p> <p>またメタル回線の移行スケジュールについては、考え方1-2のとおり。</p>
<p>意見1-4 NTTから、IP網への設備切り替え時期(2024年初頭)とIP網への移行完了時期(2025年初頭)が具体的に明示されたことは評価。IP網への設備切り替え開始の段階(2024年初頭)で一斉に契約切替えによりメタルIP電話サービスへ移行する計画も十分に評価。</p>	<p>考え方1-4</p>
<p>【意見対象箇所】 4頁</p> <p>1. 固定電話網のIP網への移行工程・スケジュール等 (1) サービス移行に係る具体的な移行工程・スケジュール ② メタル電話からメタルIP電話へのサービス移行(契約切替え)時期【2024年1月】 利用者の混乱を避けるため、「固定電話」発通話のIP網への設備切替えを開始する必要がある 2024年初頭(1月頃)に一斉にメタルIP電話へサービス移行(契約切替え)することとしたい。</p> <p>【意見内容】 NTTから、IP網への設備切り替え時期(2024年初頭)とIP網への移行完了時期(2025年初頭)が具体的に明示されたことは評価できます。また、移行期間中にエリアごとに料金・提供条件に差異が生じることを避けるため、IP網への設備切り替え開始の段階(2024年初頭)で一斉に契約切替えによりメタルIP電話サービスへ移行する計画も十分評価できると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>二次答申(案)においては、NTTの考え方を踏まえつつ、答申が示す対応の方向性・留意点として、以下の事項等が整理されており、関係事業者がその整理に基づく対応を行っていくことが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTTが電気通信事業者として責任を持って利用者に対するサービス提供を維持できる限界を迎えるとしている時期を踏まえると、支障なくサービス移行を行うためには、十分な事業者間協議を通じ全事業者が連携して着実に移行に係る取組を進めることにより、2025年1月までにはPSTNからIP網への(設備)移行に係る全工程を完了させることが必要である。</li> <li>・ PSTNからIP網への移行に係る全工程を完了させるに当たり、設備切替えが必要となる加入者交換機の規模や不具合等が発生した場合のリスク対応等の必要性を踏まえると、「固定電話」発通話のIP網への設備切替えに十分な時間(1年程度)を要するとのNTTの考え方には妥当性が認められる。</li> </ul>
<p>【意見対象箇所】 4頁</p> <p>(1) サービス移行に係る具体的な移行工程・スケジュール ② メタル電話からメタルIP電話へのサービス移行(契約切替え)時期【2024年1月】</p>	

(NTTから示された考え方)

- ・ 移行完了時期(2025年初頭(1月頃))までに、全国で1,000台程度の加入者交換機ごとのIP網への設備切替えや加入者交換機・接続事業者ごとの接続試験を行う必要がある。万が一不具合や不足の事態等が発生した場合のリスクも考慮すると、「固定電話」発通話のIP網への設備切替えには1年程度要する。

【意見内容】

サービス移行の時期及び切替期間が明示されたことにより、業界における具体的な移行対応スケジュールを策定し、円滑な移行を進めることができる、と考えます。

【一般社団法人電子情報技術産業協会ECセンター】

【意見対象箇所】

4頁

(1) サービス移行に係る具体的な移行工程・スケジュール

② メタル電話からメタルIP電話へのサービス移行(契約切替え)時期【2024年1月】

(NTTから示された考え方)

- ・ 移行完了時期(2025年初頭(1月頃))までに、全国で1,000台程度の加入者交換機ごとのIP網への設備切替えや加入者交換機・接続事業者ごとの接続試験を行う必要がある。万が一不具合や不測の事態等が発生した場合のリスクも考慮すると、「固定電話」発通話のIP網への設備切替えには1年程度要する。
- ・ 仮に設備切替えに合わせて順次メタルIP電話へのサービス移行(契約切替え)を行う場合、エリアごとに料金・提供条件に差異が生じることとなる。利用者の混乱を避けるため、「固定電話」発通話のIP網への設備切替えを開始する必要がある。2024年初頭(1月頃)に一斉にメタルIP電話へサービス移行(契約切替え)することとしたい。
- ・ メタルIP電話の終了時期については、メタル収容装置の故障の発生度合いや、保守用物品の検出可能性に影響するユーザ加入状況等、変動要素が多いため、現時点で具体的に示すことは困難である。

(委員会が示す対応の方向性・留意点)

- ・ PSTNからIP網への移行に係る全工程を完了させるに当たり、設備切替えが必要となる加入者交換機の規模や不具合等が発生した場合のリスク対応等の必要性を踏まえると、「固定電話」発通話のIP網への設備切替えに十分な時間(1年程度)を要するとのNTTの考え方には妥当性が認められる。
- ・ メタルIP電話へのサービス移行(契約切替え)に当たっては、設備切替えが終わった地域と終わっていない地域との間で料金・提供条件に差異が生じることにより利用者間に不公平や混乱が発生する事態は極力回避することが必要である。この観点からは、2024年1月に一斉にメタルIP電話へサービス移行(契約切替え)を行うとのNTTの考え方には、利用者への事前の周知が十分に行われるのであれば、妥当性が認められる。
- ・ メタルIP電話の終了時期についても、利用者の予見可能性を確保する観点から、可能な限り早期の確定・公表が求められる。

- ・ メタルIP電話へのサービス移行(契約切替え)に当たっては、設備切替えが終わった地域と終わっていない地域との間で料金・提供条件に差異が生じることにより利用者間に不公平や混乱が発生する事態は極力回避することが必要である。この観点からは、2024年1月に一斉にメタルIP電話へサービス移行(契約切替え)を行うとのNTTの考え方には、利用者への事前の周知が十分に行われるのであれば、妥当性が認められる。

<p><b>【意見内容】</b>  2025 年初頭(1月頃)をサービス維持限界と定め、それまでに「固定電話」発通話のIP網への設備切替を完了するために、1 年前の 2024 年初頭(1月頃)に設備切替を開始する必要があるとの「NTTの考え方」に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;"><b>【株式会社ニッポン放送】</b></p>	
<p>意見1-5 固定電話サービスの終了時期が 2024 年初頭と明記された事は、代替案等を検討するに当たり、期間的な猶予が設けられることに繋がり、大いに賛同。</p>	<p>考え方1-5</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b>  4頁  1. 固定電話網のIP網への移行工程・スケジュール等  (1) サービス移行に係る具体的な移行工程・スケジュール  ②メタル電話からメタルIP電話へのサービス移行(契約切換え)時期【2024年1月】</p> <p><b>【意見内容】</b>  ・ 部会が示された方向性に賛同いたします。  ・ 具体的な固定電話サービスの終了時期が 2024 年初頭と明記された事は、利用者が代替案及び代替案(サービス)に対応した音声伝送機器等を検討するにあたり、期間的な猶予が設けられることに繋がり、大いに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;"><b>【株式会社TBSラジオ】</b></p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>意見1-6 二次答申(案)に示された内容について利用者への確実かつ十分な告知、悪質な販売勧誘に対する十分な対策が必要。</p>	<p>考え方1-6</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b>  6頁  1. 固定電話網のIP網への移行工程・スケジュール等  (2) サービス移行に伴い求められる主な利用者対応  ① 契約切替(方法)  ・ メタルIP電話への移行後も利用者宅での工事は不要で電話機等の端末はそのまま利用可能である。また、基本料は変わらず通話料は全国一律3分 8.5 円となり、基本的に多くの利用者には現状より低廉な料金で利用可能である。</p> <p><b>【意見内容】</b>  ここで示された内容が利用者には確実に届くように十分な告知を行い、悪質な販売勧誘が生じる余地がないよう十分な対策が取られることを希望します。</p> <p style="text-align: right;"><b>【一般社団法人テレコムサービス協会】</b></p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。  利用者への周知内容は、悪質販売勧誘等による消費者被害を防止する観点も含め利用者にとって具体的かつ理解しやすい内容になっていることが重要であり、NTTにおいては、行政機関や消費者問題に係る専門機関への事前のチェックを受ける等、周知内容の適正化に努めることが必要である。</p>

<p>意見1-7 移行時の契約切替及びユーザ周知の基本的な考え方に賛同。契約移行に関する情報開示効果的な周知に向けた関係者間協議が必要。</p>	<p>考え方1-7</p>
<p>【意見対象箇所】 6~9頁 (2)サービス移行に伴う求められる主な利用者対応</p> <p>① 契約切替(方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者利益を保護しつつ利用者との契約の変更を合理的かつ簡素な手続で行う観点から検討を行うことが必要</li> <li>・ 特に、利用者に不利益を伴う変更が生じる場合には、民法、消費者契約法や電気通信事業法等の規定に照らして、具体的な約款の扱いや契約切替えの方法について十分に検討を行うことが必要。</li> </ul> <p>② 利用者への周知(内容・方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周知内容は悪質販売勧誘等による被害を防止する等の観点も含め、利用者にとって具体的かつ理解しやすい内容となることが重要。</li> <li>・ 周知の方法は、利用者にとって負担とならない回数・範囲で効果的な方法を検討することが必要。</li> </ul> <p>【意見内容】</p> <p>移行時の契約切替及びユーザ周知の基本的な考え方に賛同します。契約移行に際しては、特に移行により廃止となるサービスにおいてユーザの混乱が生じないよう積極的な情報開示が必要と考えます。また、移行により相互接続事業者にも影響ある廃止サービス(INSやマイライン等)についての周知を効果的に実施することが肝要であり、関係者間で継続して協議することが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>NTTにおいては、NTT東日本・西日本のネットワークやサービスを利用して自社のサービスを提供する他事業者との連携や十分な協議を通じ、当該他事業者とそのサービスの利用者に生じる影響にも適切に対応していくことが重要であり、他事業者と連携しつつ、移行に伴い生じる影響の発生時期や内容について可能な限り早期に明確化した上で、具体的な対応を検討していくことが必要である。</p>
<p>意見1-8 委員会が示す対応の方向性・留意点に賛同。今後も業界団体との協議を継続し、品質とコスト等の面で支障なく利用可能な代替サービスの提案・提供を要望。</p>	<p>考え方1-8</p>
<p>【意見対象箇所】 7頁 (2)サービス移行に伴い求められる主な利用者対応</p> <p>③サービスの終了に伴う代替サービスの確保 (NTTから示された考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移行に伴い提供終了するサービスは、利用者の減少が見込まれ、IP網で技術的・経済的に提供が困難なものである。</li> <li>・ 代替策等を案内した上で、提供終了することとしている。</li> </ul> <p>(委員会が示す対応の方向性・留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービスの終了を円滑に進めるためには、利用者に対して代替サービスの選択肢が確保されている</li> </ul>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>なお、一次答申では、INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応について、NTTが留意すべき点として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代替案等の提供条件の検証について「各代替案が有する品質・コスト等の課題に対し、継続的に、利用者からのニーズを踏まえた改善案の検討を行い随時改善を図ること」等を掲げている。</li> </ul> <p>NTTにおいては、これらの点を踏まえ、引き続き丁寧な対応を行っていくことが必要である。</p>

<p>ことが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービスを終了する事業者においては、利用者に品質・コスト等の面で実質的に支障なく利用可能な代替サービスを提案・提供することが求められる(一次答申の「移行に伴い終了するサービス等の扱い」で整理された対応と同様)。</li> </ul> <p>【意見内容】</p> <p>委員会が示す対応の方向性・留意点について大いに賛同いたします。</p> <p>現状、INSネット(デジタル通信モード)の代替サービスが確保されていないことから、NTT殿には光回線サービスやモバイル回線を利用した代替策について検討を継続していただいております。</p> <p>今後も、業界団体との協議を継続し、品質とコスト等の面で支障なく利用可能な代替サービスの提案・提供を要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ニッポン放送】</p>	
<p>意見1-9 NTTは、移行についての周知の内容・タイミングや、移行に伴い生じうる影響の発生時期や内容について、適切な情報開示や協議を行うことが必要。</p>	<p>考え方1-9</p>
<p>【意見対象箇所】</p> <p>8頁</p> <p>1. 固定電話網のIP網への移行工程・スケジュール等</p> <p>(2) サービス移行に伴い求められる主な利用者対応</p> <p>④ NTTと他事業者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTTは、NTT東西のネットワーク・サービスを利用して自社のサービスを提供する他事業者との連携や十分な協議を通じ、当該他事業者とそのサービスの利用者に生じうる影響にも適切に対応していくことが重要。</li> <li>・ NTTは、他事業者と連携しつつ、移行に伴い生じうる影響の発生時期や内容について可能な限り早期に明確化した上で、具体的な対応を検討していくことが必要。</li> </ul> <p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT東日本・西日本が行う移行についての周知・発表については他事業者への影響があることから、その周知内容及び周知のタイミングについて、NTT東日本・西日本は事前に「事業者間意識合わせの場」等を通して適切な情報開示をしていただく必要があると考えます。</li> <li>・ NTT東日本・西日本は、今後も関係事業者と連携を図りながら、移行に伴い生じうる影響の発生時期や内容について、「事業者間意識合わせの場」を通じて明確化した上で、関係事業者と真摯に協議を進めていく必要があると考えます。</li> <li>・ 総務省におかれましては、引き続き「事業者間意識合わせの場」の協議動向を把握していただきたいと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>なお、二次答申(案)では、サービス移行に伴い求められる対応の方向性・留意点として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「NTTは、他事業者と連携しつつ、移行に伴い生じうる影響の発生時期や内容について、可能な限り早期に明確化した上で、具体的な対応を検討していくことが必要である。」</li> </ul> <p>等を掲げている。</p> <p>固定電話網のIP網への円滑な移行を実現するため、NTTをはじめとする事業者においては、二次答申(案)に示した移行工程・スケジュール等に基づく検討・協議や必要となる取組を加速していく必要があり、本審議会としては、IP網への移行に向けた取組をフォローアップしていくとともに、総務省においては必要な制度整備等を進めていくことが適当である。</p>

<p>意見1-10 サービス移行について、NTTの検討に協力する。</p>	<p>考え方1-10</p>
<p>【意見対象箇所】 8頁 (委員会が示す対応の方向性・留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTTは、(略)</li> <li>・ NTTは、他事業者と連携しつつ、移行に伴い生じうる影響の発生時期や内容について可能な限り早期に明確化した上で、具体的な対応を検討していくことが必要である。</li> </ul> <p>【意見内容】 サービス移行について、NTT殿の検討に協力します。</p> <p style="text-align: right;">【東北インテリジェント通信株式会社】</p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>意見1-11 二次答申(案)に示されている「その廃止・移行に係る取組をあらかじめ行政が確認し、整理・公表するためのルールの導入」をすることに賛同。</p>	<p>考え方1-11</p>
<p>【意見対象箇所】 9頁 1. 固定電話網のIP網への移行工程・スケジュール等 (3) 具体的移行に向けた今後の取組について</p> <p>また、利用者の予見可能性やサービス選択可能性を確実に担保するためには、一次答申で示された「他の事業者によって十分に提供されないような電気通信サービスを終了する場合のルールの在り方」も踏まえ、代替役務の提供状況や利用者の範囲等を踏まえ利用者利益の保護の必要性が高いと考えられるサービスに関し、その廃止・移行に係る取組(例えば、契約切替えに係る周知・案内、メタルIP電話の料金・提供条件の確定、代替サービスに係る情報提供等)をあらかじめ行政が確認し、整理・公表するためのルールの導入について、電気通信事業法に規定することも含め、適切な制度設計を総務省において検討することが必要である。</p> <p>【意見内容】 NTT東・西が第一種指定電気通信設備を用いて提供しているサービスについては代替性が低く、利用者利益の保護の必要性が高いと考えます。とりわけ、「国民生活に不可欠な電話の役務」であるNTT東・西の固定電話サービスについては、競争環境に与える影響が大きいため、「その廃止・移行に係る取組をあらかじめ行政が確認し、整理・公表するためのルールの導入」をすることに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。 なお、ルールの対象とするサービスについては、一次答申及び二次答申(案)で示した考え方を踏まえ、今後総務省において具体的な検討を進めることが適当である。</p>

<p>意見1-12 指令台更新のタイミングで将来のIP網化に対応できるよう、NTTから早期に仕様を明示すべき。メタル回線が光回線に置き換わることに伴い、停電時に当該回線終端装置等が作動しないと火災通報装置による通報・通話ができなくなってしまうため、予備電源を設けていただきたい。全国で災害弱者のために運用するサービスについても予備電源を設けていただきたい。停電時に問題なく固定電話を利用できるよう、消防庁やNTTから、出来る限り早期に国民に向けた広報等を開始すべき。</p>	<p>考え方1-12</p>
<p>【意見対象箇所】 9頁 3 具体的移行に向けた今後の取組について このため、委員会においては、サービス移行に係る取組を確実に担保するため、具体的対応の取組状況について、NTTから定期的な報告を求め、必要に応じて関係者からの意見聴取等を行い、今後も随時フォローアップしていくことが必要である。</p> <p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市は、時期指令台更新時期を、5年後の2022年(平成33年度中納期)に予定しておりますが、IP網への移行完了が予定されている2025年以降、NTTがいつまで現行のメタル回線に対応していただけるか明確で無いため、固定電話からの119番通報が受けられなくなることの無いよう、2022年更新のタイミングで、将来のIP網化に対応できるようにしておく必要があります。つきましては、NTTからは早期に仕様を明示していただきたいとともに、予算編成上、費用が発生する可能性と、発生する場合につきましては、国からの補助金等何かしらの援助について予定をされているのか、基準等がございましたらその旨アナウンスしていただけますと、全国の消防機関にとって朗報となるため、ご一考いただけますようお願い致します。</li> <li>メタル回線が光回線に置き換わることに伴い、予備電源の無い回線終端装置等を設ける必要があり、停電時に当該回線終端装置等が作動しないと火災通報装置による通報・通話ができなくなってしまうとお聞きしました。そのため光回線に移行する場合、回線終端装置等には必ず予備電源を設けていただきたい、というのは全国の消防からすでに要望が出ていることと思いますが(メーカーHPによると、予備電源は1台約3万円以上となっており、全国で総額42億円以上の費用を要する。)、本市を含め、全国で災害弱者のために運用する、高齢者向け緊急通報ペンダント「あんしん電話」や、聾啞者等が利用する「FAX119」等につきましても、同じく予備電源を設けていただけますよう、お願い致します。</li> <li>一般の利用者については、負担なくIP網化へ移行できることとありますが、停電時に問題なく固定電話を利用できるのか等、本市行政として事前に市民に周知する必要があると考えております。つきましては、消防庁やNTTからも、出来る限り早期に国民に向けた広報等を開始していただけますよう、お願い致します。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【尾張旭市消防本部】</p>	<p>&lt;緊急通報指令台について&gt; 緊急通報指令台に係るメタルアクセス回線に関しては、NTTは、IP網への移行後(2025年1月以降)もこれを維持し、メタル收容装置をできるだけ長く使っていく考えを示しており、「メタルIP電話の終了時期については、メタル收容装置の故障の発生度合いや、保守物品の検出可能性に影響するユーザ加入状況等、変動要素が多いため、現時点で具体的に示すことは困難である」との考えを示している。 この点に関しては、全国の消防機関も含めたサービスの利用者における予見可能性を確保する観点から、NTTにおいては、光IP電話への移行も視野に入れ、メタルIP電話の終了時期についても可能な限り早期に確定・公表する必要があることを二次答申(案)で示している。 これとあわせて、将来的にはメタルアクセス回線やメタル收容装置が維持限界を迎えることに備えて、NTTにおいては、緊急通報指令台におけるIP化や光回線への対応を進めることについて、全国の消防機関を含む緊急通報受理機関に対して、仕様の開示も含めて、十分に説明し、協議を速やかに進めていくことが適当である。</p> <p>&lt;停電時の固定電話利用について&gt; メタルIP電話についてはメタルアクセス回線を利用するため現在のメタル電話と同様に局給電の機能は維持されるが、光アクセス回線を利用する光IP電話(OAB~J IP電話)については局給電に対応しておらず、これが利用者に十分に浸透していないことも含めて課題がある。 こうした課題に対しては、全国の消防機関を含めたサービスの利用者の保護の観点から、予備電源</p>

	<p>の確保等の停電時における電話利用に関して、事業者による十分な説明・周知等が求められる。</p> <p>総務省においては、事業者の取組を促すとともに一次答申に基づく適切な制度整備等を行うことが適当である。</p>
<p>意見1-13 NTT東日本・西日本は、「事業者間意識合わせの場」を通じて、各課題の検討・整理を加速する必要がある。総務省には、必要に応じて適切な制度設計等を検討していただきたい。NTT東日本・西日本は、改修費用等の規模感及び接続事業者の費用負担の考え方について早期に接続事業者に開示するとともに、接続事業者に対して過度な費用負担を求めないようすべき。</p>	<p>考え方1-13</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b> 9～10頁 1 固定電話網のIP網への移行工程・スケジュール等 (3) 具体的対応に向けた今後の取組について ② 設備移行</p> <p>設備移行に係る移行工程・スケジュールについては、「事業者間意識合わせの場」等における事業者間協議を通じて、一定程度の整理が進められていることが確認されたところ、各事業者における予見可能性を確保し、設備移行に係る着実な取組を促す観点から、「事業者間意識合わせの場」等における検討・整理を加速することが求められる。</p> <p>このため、委員会においては、設備移行に係る取組がサービス移行に支障を与えない形で進められるようにするため、「事業者間意識合わせの場」等における検討・整理の状況について、「事業者間意識合わせの場」の事務局としてのNTTから定期的な報告を求め、必要に応じて関係者から意見聴取等を行い、今後も随時フォローアップしていくことが必要である。</p> <p>また、こうした設備移行に係る検討・整理の状況も踏まえ、一次答申において検討が必要とされた「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度」等に関して、適切な制度設計を総務省において検討する必要がある。</p> <p><b>【意見内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続事業者における予見可能性を確保し、関係事業者を含めた着実な設備移行を実施するために、NTT東日本・西日本は「事業者間意識合わせの場」を通じて、今後も積極的な情報提供を行いながら、各課題の検討・整理を加速する必要があると考えます。</li> <li>・ 総務省におかれましては、「事業者間意識合わせの場」等の検討・整理状況を踏まえて、必要に応じて適切な制度設計等を検討していただきたいと考えます。</li> <li>・ NTT東日本・西日本は、加入者交換機をメタル収容装置に転用する際に発生する改修費用等の規模感及び接続事業者の費用負担の考え方について早期に接続事業者に開示する必要があると考えます。また、今回のIP網への移行はNTT東日本・西日本の設備保守の限界に伴う接続事業者の設備対応になることから、NTT東日本・西日本が接続事業者に対して過度な費用負担を求めないようすることが必要であると考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【中部テレコミュニケーション株式会社】</b></p>	<p>PSTNからIP網への円滑な設備移行を実現するため、NTTをはじめとする事業者においては、二次答申(案)に示した移行工程・スケジュール等に基づく検討・協議や必要となる取組を加速していく必要がある。</p> <p>総務省においては、IP-IP接続に対応した技術基準や電気通信番号制度など円滑な設備移行の実施に必要な制度整備に着手するとともに、IP網への移行段階を踏まえた接続制度についても検討を行う必要がある。</p>

<p>意見1-14 長期増分費用方式に基づく接続料算定を廃止する等、固定電話における非対称規制の見直しを検討すべき。</p>	<p>考え方1-14</p>
<p>【意見対象箇所】 10 頁 (3) 具体的対応に向けた今後の取組について ～(中略)～ また、こうした設備移行に係る検討・整理の状況も踏まえ、一次答申において検討が必要とされた「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度」等に関して、適切な制度設計を総務省において検討する必要がある。</p> <p>【意見内容】 音声通信市場の縮小が続く中、とりわけ固定電話については、事業者間の競争を促進するフェーズから、利用者のためにいかに維持していくかというフェーズに既に移行していることに加え、IP網移行後は原則二者間の直接接続という双務的な関係になること等を踏まえ、長期増分費用方式に基づく接続料算定を廃止する等、固定電話における非対称規制の見直しを検討していく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】</p>	<p>IP網への移行に伴い、NGNの重要性・基幹的役割が一層強まると考えられるため、こうした状況に即した競争環境を確保していく必要がある。</p> <p>固定電話は、現状においても基幹的なサービスとして競争環境の中で需要されているところであり、その公正な競争条件を確保していくことが重要である。</p> <p>長期増分費用方式は、第一種指定電気通信設備を設置する事業者の非効率性の排除を図り、接続料の低廉化、接続料算定の透明性や公正性の確保に寄与してきたものである。</p> <p>こうした点を踏まえ、「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度」に関しては、移行期間中や移行後における固定電話の接続料算定の在り方について、円滑な接続を確保する見地から、総務省において検討を行う必要がある。</p>
<p>意見1-15 NTT東日本・西日本において、廃止・移行のサービスに関する詳細情報の提供や事業者協議を継続するとともに、相互接続事業者への影響を十分に考慮すべき。次期モデル適用開始となる2019年の接続料適用時にはIPLRICを採用するべく、具体的な検討が必要。</p>	<p>考え方1-15</p>
<p>【意見対象箇所】 9～10 頁 (3) 具体的な対応に向けた今後の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代替役務の提供状況や利用者の範囲等を踏まえ利用者利益の保護の必要性が高いと考えられるサービスに関し、一次答申において整理された「他の事業者によって十分に提供されないような電気通信サービスを終了する場合のルール」の在り方も踏まえ、廃止・移行に係る取組を予め行政が確認し、整理・公表するためのルールの導入について検討すること必要。</li> <li>・ 事業者間協議における設備移行に係る検討、整理の状況も踏まえ、一次答申において検討が必要とされた「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度」等に関して検討することが必要。</li> </ul> <p>【意見内容】 基本的な考え方に賛同します。なお、NTT東西殿における廃止・移行のサービスに関する詳細情報の提供や事業者協議の継続を望むとともに、「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度」の検討においてはNTT東西殿の移行に伴う相互接続事業者への影響を十分に考慮することが必要と考えます。また、今後NTT東西殿の接続料が高騰することが見込まれるため、現行モデルが終了した後、時期モデル適用開始となる2019年の接続料適用時にはIPLRICを採用するべく、具体的な検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>PSTNからIP網への円滑な設備移行を実現するため、NTT、NTT東日本・西日本においては、移行又は終了するサービスについての更なる情報開示に努めるとともに、関係事業者と共に、二次答申(案)に示した移行工程・スケジュールに基づく検討・協議や必要な取組を加速していく必要がある。</p> <p>「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度」に関しては、移行期間中や移行後における固定電話の接続料算定の在り方について、円滑な接続を確保する見地から、総務省において検討を行う必要がある。</p>

<p>意見1-16 固定電話網のIP網への移行工程・スケジュール等について、関係団体や関係事業者等と協力しながら、着実に取組を進め、電話網移行円滑化委員会にも取組状況を報告していく。</p>	<p>考え方1-16</p>
<p>【意見対象箇所】 10 頁</p> <p>1. 固定電話網のIP網への移行工程・スケジュール等</p> <p>(1) サービス移行に係る具体的な移行工程・スケジュール</p> <p>(2) サービス移行に伴い求められる主な利用者対応 ～(中略)～</p> <p>(3) 具体的対応に向けた今後の取組について</p> <p>① サービス移行 NTTにおいては、上記(1)及び(2)を踏まえ、関係者と連携して、具体的対応を着実に進めることが求められる。 このため、委員会においては、サービス移行に係る取組を確実に担保するため、具体的対応の取組状況について、NTTから定期的な報告を求め、必要に応じて関係者からの意見聴取等を行い、今後も随時フォローアップしていくことが必要である。 ～(中略)～</p> <p>② 設備移行 設備移行に係る移行工程・スケジュールについては、「事業者間意識合わせの場」等における事業者間協議を通じて、一定程度の整理が進められていることが確認されたところ、各事業者における予見可能性を確保し、設備移行に係る着実な取組を促す観点から、「事業者間意識合わせの場」等における検討・整理を加速することが求められる。 このため、委員会においては、設備移行に係る取組がサービス移行に支障を与えない形で進められるようにするため、「事業者間意識合わせの場」等における検討・整理の状況について、「事業者間意識合わせの場」の事務局としてのNTTから定期的な報告を求め、必要に応じて関係者から意見聴取等を行い、今後も随時フォローアップしていくことが必要である。</p> <p>【意見内容】 固定電話網のIP網への移行工程・スケジュール等について、二次答申(案)で示されたサービス移行・設備移行に関する具体的対応は当社としても必要であると考えており、関係団体や関係事業者等と協力しながら、着実にその取組を進めることとし、電話網移行円滑化委員会にも取組状況を報告していく考えです。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】</p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>固定電話網のIP網への円滑な移行を実現するため、NTTをはじめとする事業者においては、二次答申(案)に示した移行工程・スケジュール等に基づく検討・協議や必要となる取組を加速していく必要がある。</p> <p>本審議会としては、IP網への移行に向けた取組をフォローアップしていくとともに、総務省においては必要な制度整備等を進めていくことが適当である。</p>

意見1-17 定期的な報告には接続事業者からの意見も含まれるようにしていただきたい。	考え方1-17
<p><b>【意見対象箇所】</b>  10 頁  (3)具体的な移行に向けた今後の取組について  ② 設備移行  このため、委員会においては、設備移行に係る取組がサービス移行に支障を与えない形で進められるようにするため、「事業者間意識合わせの場」等における検討・整理の状況について、「事業者間意識合わせの場」の事務局としてのNTTから定期的な報告を求め、必要に応じて関係者から意見聴取等を行い、今後も随時フォローアップしていくことが必要である。</p> <p><b>【意見内容】</b>  定期的な報告には接続事業者からの意見も含まれるようにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【東北インテリジェント通信株式会社】</b></p>	<p>今後の本審議会でのフォローアップの際には、接続事業者も含めた「事業者間意識合わせの場」における検討・協議の状況について、その事務局としてのNTTから定期的な報告を求めることに加えて、必要に応じて接続事業者も含めた関係者からの意見聴取を行うことも想定している。</p>

## 2. IP網への移行に向けた電気通信番号の管理の在り方 関係

<p>意見2-1 番号の適正管理及び公平かつ効率的な利用の確保について賛同。0120 番号帯のように大多数の番号の割当てが特定事業者によって占められており、かつ、指定率と使用率の乖離が顕著である。事業者からの利用要望が多い番号帯について優先的に実施することが効果的。番号利用に関する取消し、再指定等の処分を可能とする制度的対応を検討すべき。</p>	<p>考え方2-1</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b> 11～15 頁 2. IP網への移行に向けた電気通信番号の管理の在り方 (1)IP-IP接続に対応した番号管理の実効性・継続性の確保 (2)番号の移転に係る適正な管理の確保 (3)番号資源の公平かつ効率的な利用の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2021 年 1 月から開始するIP-IP接続に対応した番号の適正な管理・、利用等を確保するため、 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 「番号解決」(※)等の実施義務</li> <li>- 事業の休廃止等の場合の番号の円滑な「承継」</li> <li>- 卸先事業者における適正な番号管理の徹底</li> <li>- 番号の利用状況等に関する確認や取消処分についての制度整備が必要。</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 発信元がSIPサーバからの信号で発番事業者の番号データベースに番号を問い合わせ、当該番号データベースがこれに应答すること。</p> <p><b>【意見内容】</b> 番号の適正管理ならびに公平かつ効率的な利用の確保について賛同します。なお、0120 番号帯のように大多数の番号の割当てが特定事業者によって占められており、かつ事業者からの利用要望が多い番号帯について優先的に実施し、それ以外の番号帯については、事業者からの利用要望等を把握した上で検討することが効果的と考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【ソフトバンク株式会社】</b></p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。 御意見のとおり、将来も含めた電気通信番号の未利用等の問題に対応して、番号資源の公平かつ効率的な利用の確保についての対応の必要性が増している中、現行制度上、柔軟な番号管理が困難である等の課題がある。 こうした課題に対応して、IP-IP接続に対応した番号管理の仕組みを構築するためには、電気通信番号の利用状況等を確認した上で、電気通信番号の公平かつ効率的な再配分を早期に実現する必要があることから、総務省においては二次答申(案)に示した制度整備を速やかに進めることが適当である。</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b> 14 頁 2. 1 電気通信番号の適正な管理・利用の仕組みの導入 2. 1. 2 具体的方向性(考え方)</p> <p>将来も含めた電気通信番号の未利用等の問題に対応して、番号資源の公平かつ効率的な利用の確保についても対応の必要性が増している中、現行制度上、柔軟な番号管理が困難である等の課題がある。 こうした課題に対応するため、次の点についての制度的対応が必要である。</p> <p>① IP-IP接続に対応した番号管理の実効性・継続性を確保するため、電気通信番号を利用する事業者についての</p>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ENUM方式に対応した「番号解決」及び番号移転に対応した「発番管理」の実施義務</li> <li>・ 事業の休廃止又は譲渡等の場合における円滑な地位の「承継」を可能とする仕組み</li> </ul> <p>② 卸電気通信役務により番号利用事業者が発番事業者と異なる場合に、卸先事業者における番号制度上の義務の履行の徹底を図るよう電気通信番号の適正な管理を確保するための仕組み(卸元事業者から卸先事業者への指導等)</p> <p>③ 電気通信番号を利用するサービスの継続性に配慮しつつ、指定された電気通信番号の公平かつ効率的な利用を図るための</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気通信番号の利用状況や電気通信番号に係る義務の履行状況を一定期間ごとに確認する仕組み</li> <li>・ 電気通信番号が一定期間利用されていない場合や電気通信番号に係る義務が履行されていない場合は番号利用に関する取消し等の処分を可能とする仕組み等</li> </ul> <p>これらの制度的な対応は、事業者に対して新たな義務を課し、又はその権利を制限する内容が含まれることとなるため、電気通信事業法に規定することも含め、適切な制度設計を総務省において検討することが適当である。</p> <p><b>【意見内容】</b></p> <p>0120 番号帯において指定率と使用率の乖離が顕著であることから、電気通信番号が一定期間利用されていない場合や電気通信番号に係る義務が履行されていない場合は番号利用に関する取消し等の処分を可能とする仕組みの導入を検討していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【中部テレコミュニケーション株式会社】</b></p>	
<p><b>【意見対象箇所】</b></p> <p>15 頁</p> <p>2. 1 電気通信番号の適正な管理・利用の仕組みの導入</p> <p>2. 1. 2 具体的方向性(考え方)</p> <p>IP-IP接続に対応した番号管理の仕組みの構築に向けて、電気通信番号の利用状況等を確認し、その結果を踏まえた番号資源の公平かつ効率的な再配分を早期に実現するため、総務省においては速やかに制度的対応の検討を進める必要がある。</p> <p><b>【意見内容】</b></p> <p>電気通信番号の公平かつ効率的な利用の観点においては、0120 番号にみられるような特定の事業者へ指定が偏り、なおかつ当該番号が市場では逼迫状態であるにも関わらず指定済み番号の使用率が低いと言った状況に鑑みて、一部の廃止、再指定が可能となる制度的対応も検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【楽天コミュニケーションズ株式会社】</b></p>	

<p>意見2-2 「双方向番号ポータビリティ」を持続的に提供するためには、ENUM 方式に対応した「番号解決」及び番号移転に対応した「発番管理」の実施義務や事業の休廃止又は譲渡等の場合における制度的対応が必要。制度設計に当たっては、一律に課された実施義務を履行するための運用管理費などの費用について「事業者間の公平な費用負担の実現」という点に配慮すべき。</p>	<p>考え方2-2</p>
<p>【意見対象箇所】 14 頁 2. 1 電気通信番号の適正な管理・利用の仕組みの導入 2. 1. 2 具体的方向性(考え方) 将来も含めた電気通信番号の未利用等の問題に対応して、番号資源の公平かつ効率的な利用の確保についても対応の必要性が増している中、現行制度上、柔軟な番号管理が困難である等の課題がある。 こうした課題に対応するため、次の点についての制度的対応が必要である。</p> <p>① IP-IP接続に対応した番号管理の実効性・継続性を確保するため、電気通信番号を利用する事業者についての</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ENUM方式に対応した「番号解決」及び番号移転に対応した「発番管理」の実施義務</li> <li>・ 事業の休廃止又は譲渡等の場合における円滑な地位の「承継」を可能とする仕組み</li> </ul> <p>② 卸電気通信役務により番号利用事業者が発番事業者と異なる場合に、卸先事業者における番号制度上の義務の履行の徹底を図るよう電気通信番号の適正な管理を確保するための仕組み(卸元事業者から卸先事業者への指導等)</p> <p>③ 電気通信番号を利用するサービスの継続性に配慮しつつ、指定された電気通信番号の公平かつ効率的な利用を図るための</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気通信番号の利用状況や電気通信番号に係る義務の履行状況を一定期間ごとに確認する仕組み</li> <li>・ 電気通信番号が一定期間利用されていない場合や電気通信番号に係る義務が履行されていない場合は番号利用に関する取消し等の処分を可能とする仕組み等</li> </ul> <p>これらの制度的な対応は、事業者に対して新たな義務を課し、又はその権利を制限する内容が含まれることとなるため、電気通信事業法に規定することも含め、適切な制度設計を総務省において検討することが適当である。</p> <p>【意見内容】 双方番号ポータビリティ制度を持続的に提供するためには、ENUM 方式に対応した「番号解決」及び番号移転に対応した「発番管理」の実施義務や事業の休廃止又は譲渡等の場合における制度的対応が必要になると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。 今後、事業者網間の接続がPSTNを介さないIP-IP接続へ移行し、これまでのNTT東日本・西日本の交換機に依存してきた番号管理の仕組みが大きく再構築されることとなるため、電話の発着信に関わる全ての事業者により、IP-IP接続に対応した番号管理が確実かつ継続的に実施される必要がある。 このため、2021 年1月から開始されるIP-IP接続に対応した番号管理の仕組みの構築に向けて、総務省においては二次答申(案)に示した制度整備を速やかに進めることが適当である。 固定電話の「双方向番号ポータビリティ」に係る費用負担の在り方等については、御意見の点も踏まえ、二次答申(案)に示されたスケジュールに従い、事業者間協議を速やかに進めていく必要があり、総務省においてもこれを促進していくことが適当である。</p>
<p>【意見対象箇所】 14 頁 2. 1 電気通信番号の適正な管理・利用の仕組みの導入 2. 1. 2 具体的方向性(考え方) これらの制度的な対応は、事業者に対して新たな義務を課し、又はその権利を制限する内容が含まれることとな</p>	

<p>るため、電気通信事業法に規定することも含め、適切な制度設計を総務省において検討することが適当である。</p> <p><b>【意見内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IP-IP接続に対応した番号管理の実効性・継続性を確保するため、ENUM方式に対応した「番号解決」及び番号移転に対応した「発番管理」の実施義務を、電気通信事業法に規定することも含め、制度的に対応していくことに賛同いたします。</li> <li>・ 他方、電気通信事業者に一律に課された実施義務を履行するための運用管理費などの費用については、「双方向番号ポータビリティ」の利用の多い事業者と少ない事業者の間ではその費用負担の公平性が確保されず、利用者の不利益が生じることや公正な競争の確保への影響が想定されるところです。そのため、制度設計にあたっては「事業者間の公平な費用負担の実現」という点に配慮いただくことを要望します。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【株式会社ケイ・オプティコム】</b></p>	
<p>意見2-3 「双方向番号ポータビリティ」の実現にはIP網への移行完了が前提となるため、移行完了(2025年1月予定)後速やかに固定電話の「双方向番号ポータビリティ」が開始できるよう、事業者間協議を進めていくべき。ひかり電話は、「双方向番号ポータビリティ」の導入と同時または先行して番号ポータビリティの対象とすべき。</p>	<p>考え方2-3</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b> 16～18頁 2.2 固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入 事業者網間のIP-IP接続(2021年1月から開始)にあわせて、ENUM方式に対応した「番号解決」の仕組みと番号移転に対応した「発番管理」の仕組みが全ての事業者において構築されることから、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」は、IP網への移行完了(2025年1月)までに開始することが適当である。</p> <p><b>【意見内容】</b> 移行期においてはIP接続が完了していない事業者の番号番号解決が困難であることにより、双方向番号ポータビリティ実現にはIP網への移行完了が前提となるため、移行完了(2025年1月予定)後速やかに固定電話の「双方向番号ポータビリティ」が開始できるよう、実施に向けた準備を関係事業者間で進めいくことが適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【ソフトバンク株式会社】</b></p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>IP網において固定電話に係る競争基盤と利用者利便を確保するため、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」を早期に導入する必要があることが基本的な認識である。</p> <p>その上で、「双方向番号ポータビリティ」の実現のためには、事業者網間のIP-IP接続にあわせて、ENUM方式に対応した「番号解決」の仕組みと番号移転に対応した「発番管理」の仕組みが全ての事業者において構築される必要があることを踏まえると、遅くともIP網への移行完了時(2025年1月)には開始することが適当である。</p> <p>これを前提に、事業者においては、二次答申(案)に示した課題についての検討・協議を速やかに進めていく必要がある。</p> <p>総務省においては、引き続き事業者間協議を促進するとともに、事業者に対する実施の義務化を含め、「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入に必要な制度整備を行うことが適当である。</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b> 17～18頁 2.2 固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入 2.2.2 具体的方向性(考え方) 事業者網間のIP-IP接続(2021年1月から開始)にあわせて、ENUM方式に対応した「番号解決」の仕組みと番号移転に対応した「発番管理」の仕組みが全ての事業者において構築されることから、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」は、IP網への移行完了(2025年1月)までに開始することが適当である。</p>	

**【意見内容】**

弊社は答申案の趣旨を踏まえ、IP網への移行完了(2025年1月)までの開始に向けて、必要となる事業者間協議等に積極的に取り組んでいく考えです。

また、答申案 P.43 に「番号 DB 等の開発・構築は、2021 年初頭～2024 年にかけて実施するものとし、2025 年の IP 網移行完了後、双方向番号ポータビリティを開始する」と記載されているとおり、固定系 IP 電話における双方向番号ポータビリティの実現に当たっては、IP-POI を用いた ENUM 方式による問い合わせ・番号解決が必須であるため、相互接続点におけるインターフェースの IP 化が必要です。一部の事業者が相互接続点の IP 化を実現した場合でも、STM-POI で接続している事業者は ENUM 方式を利用できないため、固定系だけでなく移動系を含めた全ての事業者の相互接続点の IP 化が完了していることが実施の前提となるものと理解しています。

【KDDI株式会社】

**【意見対象箇所】**

17～18 頁

2. 2 固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入

2. 1. 2 具体的方向性(考え方)

事業者網間の IP-IP 接続(2021 年1月から開始)にあわせて、ENUM 方式に対応した「番号解決」の仕組みと番号移転に対応した「発番管理」の仕組みが全ての事業者において構築されることから、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」は、IP 網への移行完了(2025 年1月)までに開始することが適当である。

**【意見内容】**

- ・ IP 網への移行完了までに「双方向番号ポータビリティ」を開始することに向けて、IP 網への移行完了までの期間においては、全ての利用者が「双方向番号ポータビリティ」を利用できるとは限らないことを踏まえて、利用者の混乱をきたさないよう進めていく必要があると考えます。
- ・ そのため、「双方向番号ポータビリティ」は全ての利用者が「双方向番号ポータビリティ」を利用できる時点に一斉に開始すべきと考えます。

【株式会社ケイ・オプティコム】

**【意見対象箇所】**

17～18 頁

2. 2 固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入

2. 2. 2 具体的方向性(考え方)

事業者網間の IP-IP 接続(2021 年1月から開始)にあわせて、ENUM 方式に対応した「番号解決」の仕組みと番号移転に対応した「発番管理」の仕組みが全ての事業者において構築されることから、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」は、IP 網への移行完了(2025 年1月)までに開始することが適当である。

**【意見内容】**

<p>今後の「事業者間意識合わせの場」では、双方向番号ポータビリティの導入時期に、利用者が一時的に電話番号が利用できない等の事態を回避することを考慮しつつ、NTT東日本・西日本及び関係事業者が双方向番号ポータビリティの運用方法、技術的な課題の検討・整理を鋭意進める必要があると考えます。その検討結果を踏まえた上で、双方向番号ポータビリティの具体的なスケジュールについては、今回の二次答申(案)に示されたスケジュールを念頭に検討を進める必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>	
<p><b>【意見対象箇所】</b>  2. 2 固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入  2. 2. 2 具体的方向性(考え方)  固定電話の「双方向番号ポータビリティ」は、IP網への移行完了(2025年1月)までに開始することが適当である。</p> <p>これを前提に、事業者においては、第31回委員会(2017年5月19日)で報告された上記内容を基に、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の導入に向けて、引き続き課題となっている利用者利便等を踏まえた運用方法(申込受付や重要事項説明に係る業務の実施者、これら業務の順序性、業務間の連携の方法等)、番号データベースの扱い(番号データベースを共用する際に利用希望事業者が必要と考える要件、費用負担等)、費用負担の在り方等についての検討・協議を速やかに進めていく必要がある。</p> <p>さらに、事業者においては、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の導入を前提に、その利用が可能となる地理的範囲を、番号区画の範囲内とする「ロケーションポータビリティ」の拡大についても検討・協議を進めていく必要がある。</p> <p><b>【意見内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「双方向番号ポータビリティ」に係る導入コストが過度にならない運用及び方式であることが必要です。移行完了時に開始可能となるよう準備に努めますが、開始時期については事業者間で今後協議を行っていく必要があるものと考えます。</li> <li>・なお、ひかり電話は現時点、番号ポータビリティの対象外ではありますが、「双方向番号ポータビリティ」の導入と同時または先行して番号ポータビリティの対象とすべきと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【楽天コミュニケーションズ株式会社】</p>	
<p>意見2-4 IP網への移行に向けた「番号管理」や「双方向番号ポータビリティ」の実現においては、自らの電話サービスとサービス卸を受けた卸先事業者の電話サービスの両面で運用に影響があるため、その検討に当たっては、卸先事業者も含め、関係する事業者の意見を聴取する機会を設けるべき。</p>	<p>考え方2-4</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b>  12頁、18頁  2. 1 電気通信番号の適正な管理・利用の仕組みの導入  2. 1. 1 一次答申を踏まえた課題・検討状況</p>	<p>卸電気通信役務により、卸元事業者(発番事業者)の電気通信番号を利用して卸先事業者が提供するサービスにおいては、制度上の責任主体が利用者に見えにくい等の課題があることから、卸電気</p>

<p>(2) 番号の移転に係る適正な管理の確保  卸元事業者の番号を利用して卸先事業者が提供するサービスにおいては、例えば利用者から「番号ポータビリティ」の申出があった場合は、卸元事業者から卸先事業者への指導等を通じてこれに確実に対応する等、利用者利益の確保の観点から、卸策事業者における番号制度上の義務の履行の徹底を図るよう、電気通信番号の適正な管理を確保していく必要がある。</p> <p>2. 2 固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入  2. 2. 2 具体的方向性(考え方)</p> <p>事業者においては、第 31 回委員会(2017 年 5 月 19 日)で報告された上記内容を基に、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の導入に向けて、引き続き課題となっている利用者利便等を踏まえた運用方法(申込受付や重要事項説明に係る業務の実施者、これら業務の順序性、業務間の連携の方法等)、番号データベースの扱い(番号データベースを共用する際に利用希望事業者が必要と考える要件、費用負担等)、費用負担の在り方等についての検討・協議を速やかに進めていく必要がある。</p> <p>さらに、事業者においては、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の導入を前提に、その利用が可能となる地理的範囲を、番号区画の範囲内とする「ロケーションポータビリティ」の拡大についても検討・協議を進めていく必要がある。</p> <p>総務省においては、引き続き、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入に向けて、事業者間協議を促進するとともに、必要な制度整備を行うことが適当である。</p> <p>【意見内容】  当社は、自ら設備を設置、サービスを提供する電話サービスに加え、卸元事業者からのサービス卸を受けた電話サービスも提供しております。</p> <p>IP網の移行に向けての「番号管理」や「双方向番号ポータビリティ」の実現におきましては自らのサービス及び卸先事業者の両面で運用に影響があると共に、利用者への周知等の面での対応も想定されます。</p> <p>そのため、今後の検討におきましては、卸先事業者も含め関係する事業者の意見を聴取する機会を設けていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>	<p>通信役務に係る電気通信番号の適正な利用を確保するため、総務省においては二次答申(案)に示した制度整備を速やかに進めることが適当である。</p> <p>その検討に当たっては、御意見の点も踏まえつつ、利用者利益を確保する観点から進められることが適当である。</p>
<p>意見2-5 転用から転用へ移動する際も、同一番号を維持できるようにすべき。転居先でも前回使用していた固定電話番号を引き継げるようにすべき。</p>	<p>考え方2-5</p>
<p>【意見対象箇所】  16~18 頁  2. 2 固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入</p> <p>【意見内容】  転用から転用へ移動する際も、同一番号を維持できるようにする事。</p>	<p>IP網において固定電話に係る競争基盤と利用者利便を確保するため、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」を導入するとともに、発番事業者の電気通信番号を利用して提供する卸電気通信役務においても「番号ポータビリティ」が適切に実施されることを確保する必要がある。</p>

<p>転居先でも前回使用していた固定電話番号を引き継げるようにする事。</p> <p>この2つを提案いたします。</p> <p>現在の固定電話は転居すると番号が変わってしまうため、本社機能や個人の引っ越しの流動性が滞っています。この住所が固定される事による就労先の固定化は潜在的な国益の損失となります。</p> <p>さらに、IP電話から他のプロバイダの提供するIP電話への移動は番号が変更されてしまうため、転居していないにも関わらず、特定のプロバイダから離れられないという事が起きており、競争が阻害されています。</p> <p style="text-align: right;">【個人B】</p>	<p>このため、総務省においては、IP-IP接続に対応した番号管理の仕組みの構築に向けて、二次答申(案)に示した電気通信番号の適正な管理・利用を確保するための制度整備を速やかに進めることが適当である。</p> <p>また、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の導入を前提に、その利用が可能となる地理的範囲を番号区画の範囲内とする「ロケーションポータビリティ」の拡大についても、事業者において検討・協議を進めていく必要があり、総務省においてもこれを促進していくことが適当である。</p>
<p>意見2-6 事業者間での番号ポータビリティの受付処理を行うオーダ流通システムを今後もNTT東日本・西日本が構築・運用する場合には、NTT東日本・西日本の利用部門がオーダ流通システムの情報を今後も引き続き閲覧できない措置を講ずることが必要。</p>	<p>考え方2-6</p>
<p>【意見対象箇所】 18 頁 2. 2 固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入 2. 2. 2 具体的方向性(考え方)</p> <p>事業者においては、第31回委員会(2017年5月19日)で報告された上記内容を基に、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の導入に向けて、引き続き課題となっている利用者利便等を踏まえた運用方法(申込受付や重要事項説明に係る業務の実施者、これら業務の順序性、業務間の連携の方法等)、番号データベースの扱い(番号データベースを共用する際に利用希望事業者が必要と考える要件、費用負担等)、費用負担の在り方等についての検討・協議を速やかに進めていく必要がある。</p> <p>【意見内容】</p> <p>双方向番号ポータビリティの実現方法については現在「事業者間意識合わせの場」で議論・検討を進めているところですが、事業者間での番号ポータビリティの受付処理を行うオーダ流通システムを今後もNTT東日本・西日本が構築・運用する場合には、公正競争の観点からNTT東日本・西日本の利用部門がオーダ流通システムの情報を今後も引き続き閲覧できない措置を講ずる必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>	<p>事業者間においては、いわゆる「オーダ流通システム」に係る運用方法も含めて、二次答申(案)に示した課題についての検討・協議を速やかに進めていく必要がある。</p> <p>総務省においては、引き続き事業者間協議を促進するとともに、「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入に必要な制度整備を行うことが適当である。</p>
<p>意見2-7 番号データベースの共用を希望する事業者は2社のみであり、総務省において、中小事業者の負担を考慮した制度整備を行うべき。</p>	<p>考え方2-7</p>
<p>【意見対象箇所】 18 頁</p>	<p>事業者においては、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の実現に向けて、「番号データベース」の</p>

2. 2 固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入

2. 2. 2 具体的方向性(考え方)

これを前提に、事業者においては、第 31 回委員会(2017 年5月 19 日)で報告された上記内容を基に、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の導入に向けて、引き続き課題となっている利用者利便等を踏まえた運用方法(申込受付や重要事項説明に係る業務の実施者、これら業務の順序性、業務間の連携の方法等)、番号データベースの扱い(番号データベースを共用する際に利用希望事業者が必要と考える要件、費用負担等)、費用負担の在り方等についての検討・協議を速やかに進めていく必要がある。

(中略)

総務省においては、引き続き、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入に向けて、事業者間協議を促進するとともに、必要な制度整備を行うことが適当である。

【意見内容】

弊社の固定電話は電気通信番号数で約2万番であり、小規模であります。更に、多くの事業者が番号データベースを共用し、割り勘効果により費用負担が軽減されることを希望しておりました。しかし、番号データベースの共用を希望する事業者は当社を含めて2社のみであります。

今後の検討結果によっては、①番号データベースの費用が高額になる恐れ、及び②共用のための番号データベースを提供していただける事業者が現れない恐れがあります。総務省において、中小事業者の負担を考慮した制度整備を行っていただきたい。

【東北インテリジェント通信株式会社】

【意見対象箇所】

2. 2 固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入

2. 2. 2 具体的方向性(考え方)

事業者網間のIP-IP接続(2021年1月から開始)にあわせて、ENUM方式に対応した「番号解決」の仕組みと番号移転に対応した「発番管理」の仕組みが全ての事業者において構築されることから、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」は、IP網への移行完了(2025年1月)までに開始することが適当である。

これを前提に、事業者においては、第 31 回委員会(2017 年5月 19 日)で報告された上記内容を基に、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の導入に向けて、引き続き課題となっている利用者利便等を踏まえた運用方法(申込受付や重要事項説明に係る業務の実施者、これら業務の順序性、業務間の連携の方法等)、番号データベースの扱い(番号データベースを共用する際に利用希望事業者が必要と考える要件、費用負担等)、費用負担の在り方等についての検討・協議を速やかに進めていく必要がある。

さらに、事業者においては、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の導入を前提に、その利用が可能となる地理的範囲を、番号区画の範囲内とする「ロケーションポータビリティ」の拡大についても検討・協議を進めていく必要がある。

総務省においては、引き続き、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入に向けて、事業者間協議を促進するとともに、必要な制度整備を行うことが適当である。

扱いも含めて、二次答申(案)に示した課題についての検討・協議を速やかに進めていく必要がある。

総務省においては、引き続き事業者間協議を促進するとともに、「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入に必要な制度整備を行うことが適当である。

<p><b>【意見内容】</b>          双方向番号ポータビリティの実現にあたっては、番号データベースのほか、各事業者の顧客管理・受付等のシステムや運用についても大きな影響を及ぼすことになります。そのため、中小事業者の過度な負担とならぬよう、総務省殿においては、引き続き事業者間協議を注視し、必要な制度を整備いただくことを希望します。</p> <p style="text-align: right;"><b>【株式会社QTnet】</b></p>	
<p><b>【意見対象箇所】</b>          18 頁          2. 2 固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入          2. 2. 2 具体的方向性(考え方)</p> <p>総務省においては、引き続き、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入に向けて、事業者間協議を促進するとともに、必要な制度整備を行うことが適当である。</p> <p><b>【意見内容】</b>          総務省におかれましては、「事業者間意識合わせの場」等の検討・整理状況を踏まえて、必要に応じて適切な制度設計等を検討していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【中部テレコミュニケーション株式会社】</b></p>	
<p>意見2-8 移行後のIP網における「ロケーションポータビリティ」については、NTT東日本・西日本を含む全事業者が、答申案のとおり番号区画を範囲内とすべき。「事業者間意識合わせの場」において、「ロケーションポータビリティ」の拡大に向けた運用面の課題等について整理を進めることが必要。</p>	<p>考え方2-8</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b>          18 頁          2. 2 固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入          2. 2. 2 具体的方向性(考え方)</p> <p>さらに、事業者においては、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の導入を前提に、その利用が可能となる地理的範囲を、番号区画の範囲内とする「ロケーションポータビリティ」の拡大についても検討・協議を進めていく必要がある。</p> <p><b>【意見内容】</b>          現行のロケーションポータビリティの範囲は、NTT東・西の電話交換機の運用における制約であり、利用者利便の観点から、その範囲を広げる必要があると考えます。さらに、双方向ポータビリティが実施された段階ではロケーションポータビリティの範囲が事業者ごとに異なると利用者に大きな混乱を与える恐れがあるため、その範囲を事業者間で統一しておく必要があると考えます。</p> <p>そのため、移行後のIP網におけるロケーションポータビリティについては、NTT東・西を含む全事業者が、答申案のとおり番号区画を範囲内とすべきと考えます。</p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。          固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の導入を前提に、その利用が可能となる地理的範囲を番号区画の範囲内とする「ロケーションポータビリティ」の拡大についても、事業者において検討・協議を進めていく必要があり、総務省においてもこれを促進していくことが適当である。</p>

【KDDI株式会社】

【意見対象箇所】

18 頁

2. 2 固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入

2. 2. 2 具体的方向性(考え方)

事業者においては、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の導入を前提に、その利用が可能となる地理的範囲を、番号区画の範囲内とする「ロケーションポータビリティ」の拡大についても検討・協議を進めていく必要がある。

【意見内容】

双方向番号ポータビリティの運用を円滑に行うためには、番号区画の範囲内とする「ロケーションポータビリティ」の拡大が必要であると考えます。そのため、「事業者間意識合わせの場」において、「双方向番号ポータビリティ」の運用方法に加えて、番号区画の範囲内とする「ロケーションポータビリティ」の拡大に向けた運用面の課題等について整理を進める必要があると考えます。

【中部テレコミュニケーション株式会社】

【意見対象箇所】

2. 2 固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入

2. 2. 2 具体的方向性(考え方)

固定電話の「双方向番号ポータビリティ」は、IP網への移行完了(2025 年 1 月)までに開始することが適当である。

これを前提に、事業者においては、第 31 回委員会(2017 年5月 19 日)で報告された上記内容を基に、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の導入に向けて、引き続き課題となっている利用者利便等を踏まえた運用方法(申込受付や重要事項説明に係る業務の実施者、これら業務の順序性、業務間の連携の方法等)、番号データベースの扱い(番号データベースを共用する際に利用希望事業者が必要と考える要件、費用負担等)、費用負担の在り方等についての検討・協議を速やかに進めていく必要がある。

さらに、事業者においては、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の導入を前提に、その利用が可能となる地理的範囲を、番号区画の範囲内とする「ロケーションポータビリティ」の拡大についても検討・協議を進めていく必要がある。

【意見内容】

その他、「ロケーションポータビリティ」の考え方についても利用者が混乱しないよう十分な検討が必要と考えます。

【楽天コミュニケーションズ株式会社】

<p>意見2-9 「双方向番号ポータビリティ」の実現に当たっては、コストミニマムな実現方式とすることを前提に、引き続き、事業者間意識合わせの場で検討を進めることが必要であり、総務省も適切に監督すべき。</p>	<p>考え方2-9</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b> 17～18 頁 2. 2 固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入 2. 2. 2 具体的方向性(考え方) (略)固定電話の「双方向番号ポータビリティ」は、IP網への移行完了(2025年1月)までに開始することが適当である。 これを前提に、事業者においては、第31回委員会(2017年5月19日)で報告された上記内容を基に、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の導入に向けて、引き続き課題となっている利用者利便等を踏まえた運用方法(申込受付や重要事項説明に係る業務の実施者、これら業務の順序性、業務間の連携の方法等)、番号データベースの扱い(番号データベースを共用する際に利用希望事業者が必要と考える要件、費用負担等)、費用負担の在り方等についての検討・協議を速やかに進めていく必要がある。</p> <p><b>【意見内容】</b> 利用者利便の向上のため、双方向番号ポータビリティの実現は必要と考えており、コストミニマムな実現方式とすることを前提に、引き続き、事業者間意識合わせの場で検討を進めることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【株式会社NTTDコモ】</b></p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。 本審議会の検討過程において、事業者から今後「双方向番号ポータビリティ」の導入費用の更なる低廉化に向けた検討・協議を実施していくことが示された。 この点も踏まえ、事業者においては、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の実現に向けて、二次答申(案)に示した課題についての検討・協議を速やかに進めていく必要がある。 総務省においては、引き続き事業者間協議を促進するとともに、「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入に必要な制度整備を行うことが適当である。</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b> 18 頁 2. 2 固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入 2. 2. 2 具体的方向性(考え方) 固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の導入に向けて、引き続き課題となっている利用者利便等を踏まえた運用方法(申込受付や重要事項説明に係る業務の実施者、これら業務の順序性、業務間の連携の方法等)、番号データベースの扱い(番号データベースを共用する際に利用希望事業者が必要と考える要件、費用負担等)、費用負担の在り方等についての検討・協議を速やかに進めていく必要がある。</p> <p><b>【意見内容】</b> 固定電話の市場自体は、今後大きく伸びるような市場ではありません。公平性の観点から双方向番号ポータビリティの導入は必要と考えますが、実際の運用方法や費用負担の在り方等に関して、市場全体で過度な投資とならないよう、事業者間で十分な協議が進められ、総務省殿が適切に監督されることを期待します。</p> <p style="text-align: right;"><b>【一般社団法人テレコムサービス協会】</b></p>	
<p><b>【意見対象箇所】</b></p>	

17～18 頁

## 2. 2 固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入

### 2. 2. 2 具体的方向性(考え方)

事業者網間のIP-IP接続(2021年1月から開始)にあわせて、ENUM方式に対応した「番号解決」の仕組みと番号移転に対応した「発番管理」の仕組みが全ての事業者において構築されることから、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」は、IP網への移行完了(2025年1月)までに開始することが適当である。

#### 【意見内容】

「固定電話の『双方向番号ポータビリティ』は、IP網への移行完了(2025年1月)までに開始することが適当」とされたことを踏まえ、今後、コストミナムな実現方法(運用方法等)について、事業者間での検討を加速し、双方向番号ポータビリティの実現によって利用者利便の向上を図っていく考えです。

【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】

#### 【意見対象箇所】

18 頁

## 2. 2 固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入

### 2. 2. 2 具体的方向性(考え方)

事業者においては、第31回委員会(2017年5月19日)で報告された上記内容を基に、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の導入に向けて、引き続き課題となっている利用者利便等を踏まえた運用方法(申込受付や重要事項説明に係る業務の実施者、これら業務の順序性、業務間の連携の方法等)、番号データベースの扱い(番号データベースを共用する際に利用希望事業者が必要と考える要件、費用負担等)、費用負担の在り方等についての検討・協議を速やかに進めていく必要がある。

#### 【意見内容】

双方向番号ポータビリティの導入に向けて「事業者間意識合わせの場」を通じて、NTT東日本・西日本及び関係事業者が今後も「双方向番号ポータビリティ」の運用方法、番号データベースの扱い、費用負担の在り方等について鋭意整理を進める必要があると考え、上記の考え方に賛同します。

また、NTT東日本・西日本及び関係事業者は、双方向番号ポータビリティの導入にあたっては、利用者への追加費用をできる限りかけないようにしたり、各社の導入費用を軽減したりすることを念頭に最小限の追加費用で双方向番号ポータビリティを導入可能とする実現方法や運用方法等について、「事業者間意識合わせの場」で検討を進める必要があると考えます。

【中部テレコミュニケーション株式会社】

### 3. IP網への移行に対応した緊急通報の確保 関係

<p>意見3-1 IP網移行後も緊急通報利用者との通話をつながりやすくするため、携帯電話のコールバック機能については、関係者(行政、緊急機関、事業者)間で、必要な機能や実現方法について協議を進めていく。</p>	<p>考え方3-1</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b> 19～23頁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「回線保留・逆信」の代替として「指令台からのコールバック」において通報者との通話がつながりやすくなる5機能(※)を確実に実現することが現実的かつ合理的。</li> <li>・上記5機能は、携帯電話においても実現に向けた対応を求めることが適当。※①1XY番号通知、②転送解除、③着信拒否解除、④第三者発着信制限、⑤災害時優先接続の5機能。</li> </ul> <p><b>【意見内容】</b> IP網への移行後も「つながりやすくする」ことについての基本的な考え方に賛同します。携帯電話については、今後関係者(行政、緊急機関、事業者)間で必要な機能及び実現方法を協議の中で整理していきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【ソフトバンク株式会社】</b></p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。 緊急通報に占める携帯電話発の割合が増えている状況に鑑み、緊急通報における携帯電話のコールバック機能についても、メタルIP電話への切替えが開始される2024年1月には新たな方式に移行することを前提に、NTT及び関係事業者においては、二次答申(案)に示した5機能の実現に向けた検討及び緊急通報受理機関との協議を進める必要があり、総務省においてもこれを促進していくことが適当である。</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b> 22頁</p> <p>3.2 具体的方向性(考え方)</p> <p>(略)また、「指令台からのコールバック」において通報者との通話がつながりやすくなる5機能に関しては、緊急通報全体に占める携帯電話発の割合が増えている状況等に鑑み、コールバックの発側ネットワークを提供しているNTTの対応を踏まえ、携帯電話事業者にも実現に向けた対応を求めていくことが適当である。</p> <p><b>【意見内容】</b> 携帯電話における5機能の取扱いについては、固定電話と携帯電話で異なる機能面や利用実態等を踏まえた検討が必要と考えます。 通報者との通話をつながりやすくする、あるいは緊急通報受理機関からの通報を確実に知らせるために、利用者利便や客観的な事実も踏まえつつ、各機能の必要性・有効性について、関係機関と引き続き意識合わせを進めて参りたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【株式会社NTTドコモ】</b></p>	
<p>22頁</p> <p>3.2 具体的方向性(考え方)</p> <p><b>【意見内容】</b></p>	

<p>携帯電話発のコールバック機能について 携帯電話発の緊急通報の割合は増加しており、携帯電話発のコールバック機能について答申案提示の5機能の実現を支持します。</p> <p style="text-align: right;">【JMITU通信産業本部】</p>	
<p>意見3-2 引き続き、緊急通報受理機関への分かりやすい説明等に努めるとともに、要望等を踏まえながら、IP網移行後の緊急通報の実現に向けた対応を進めていく。</p>	<p>考え方3-2</p>
<p>【意見対象箇所】 22頁 3.2 具体的方向性(考え方) ～(中略)～</p> <p>IP網への移行後における「回線保留・逆信」の代替機能として、「指令台からのコールバック」において通報者との通話がつながりやすくなる5機能を確実に実現し、これにより現行の「IP網からの自動呼び返し」に近い機能も実現可能とするNTTの提案については、これらが十分円滑かつ確実に機能するのであれば、技術面及びコスト面の観点から、現実的かつ合理的な対応であることが委員会において確認された。</p> <p>また、「指令台からのコールバック」において通報者との通話がつながりやすくなる5機能に関しては、緊急通報全体に占める携帯電話発の割合が増えている状況等に鑑み、コールバックの発側ネットワークを提供しているNTTの対応を踏まえ、携帯電話事業者にも実現に向けた対応を求めていくことが適当である。その際、コールバックの着側ネットワークを提供する事業者(今後想定される新規参入事業者も含む。)が対応するための技術仕様の標準化等も必要に応じて実施することが適当である。</p> <p>【意見内容】 PSTNで実現している「回線保留・逆信」の代替として、通話をつながりやすくする5つの機能(①1XY通知機能、②転送解除機能、③着信拒否解除機能、④第三者発着信制限機能、⑤災害時優先接続機能)の具備を前提にコールバックとすることが、「技術面及びコスト面の観点から、現実的かつ合理的な対応である」とされたことは適切であり、緊急通報受理機関にご協力いただけたことで、IP網移行後の緊急通報の議論を進めていく環境が整ったものと考えています。</p> <p>当社としては、引き続き、緊急通報受理機関への分かりやすい説明等に努めるとともに、ご要望等を踏まえながら、IP網移行後の緊急通報の実現に向けた対応を進めていく考えです。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】</p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>NTTにおいては、二次答申(案)に示した方向性に基づき、緊急通報受理機関の意見を踏まえながら緊急通報に関する新たな方式への移行を進めるための調整を行うとともに、携帯電話のコールバック機能に関しても、コールバックの発側ネットワークを提供している立場から、二次答申(案)に示した5機能の実現に向け、携帯電話事業者と連携し、検討・協議を行うことが適当である。</p>
<p>意見3-3 「指令台からのコールバック」と「IP網からの自動呼び返し」が並存する場合は、指令台におけるユーザインタフェースの改善や職員への適切な訓練で対応することも必要。</p>	<p>考え方3-3</p>
<p>【意見対象箇所】 22頁 3.2 具体的方向性(考え方)</p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>IP網への移行後にNTTのメタルIP電話の緊急通報に関する機能が「指令台からのコールバック」とな</p>

<p>IP網への移行後における「回線保留・逆信」の代替機能として、「指令台からのコールバック」において通報者との通話がつながりやすくなる5機能を確実に実現し、これにより現行の「IP網からの自動呼び返し」に近い機能も実現可能とするNTTの提案については、これらが十分円滑かつ確実に機能するのであれば、技術面及びコスト面の観点から、現実的かつ合理的な対応であることが委員会において確認された。</p> <p>また、「指令台からのコールバック」において通報者との通話がつながりやすくなる5機能に関しては、緊急通報全体に占める携帯電話発の割合が増えている状況等に鑑み、コールバックの発側ネットワークを提供しているNTTの対応を踏まえ、携帯電話事業者にも実現に向けた対応を求めていくことが適当である。その際、コールバックの着側ネットワークを提供する事業者(今後想定される新規参入事業者も含む。)が対応するための技術仕様の標準化等も必要に応じて実施することが適当である。</p> <p><b>【意見内容】</b></p> <p>一部の事業者が利用している既存の「IP網からの自動呼び返し」も継続した方が良いと考えます。そのため、両方式が並存する場合には、指令台におけるユーザインタフェースの改善(IPの回線保留とその他のコールバックを指令台で判別し、ユーザ操作としては同じ操作で、通報者に接続できるようにするなど)や職員への適切な訓練で対応していただくことも必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【中部テレコミュニケーション株式会社】</b></p>	<p>る場合、「IP網からの自動呼び返し」を実装している光IP電話とは指令台のオペレーションが異なる状況となりうるものが想定されるため、今後、指令台におけるユーザインタフェースの改善や職員への適切な訓練等により対応していくことが緊急通報受理機関において重要であり、事業者と緊急通報受理機関の間で十分な調整を図っていく必要がある。</p>
<p><b>意見3-4</b> メタルIP電話からの緊急通報についても「自動呼び返し機能」をNTTに保障させるべき。</p>	<p><b>考え方3-4</b></p>
<p><b>【意見対象箇所】</b> 22 頁 3.2 具体的方向性(考え方)</p> <p><b>【意見内容】</b> 「自動呼び返し機能」について</p> <p>緊急通報は、重要通信確保の観点から検討する必要があります。メタルIP電話からの緊急通報についても、アナログ電話の「回線保留」に近い機能を維持するために、「自動呼び返し機能」をNTTに保障させるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【JMITU通信産業本部】</b></p>	<p>メタルIP電話からの緊急通報に関しては、「指令台からのコールバック」において通報者との通話がつながりやすくなる5機能が十分円滑かつ確実に機能するのであれば、当該機能がIP網への移行後における「回線保留・逆信」の代替機能として、技術面及びコスト面の観点から、現実的かつ合理的な対応であると整理したものである。</p> <p>NTTにおいては、二次答申(案)に示した方向性に基づき、緊急通報受理機関の意見を踏まえながら緊急通報に関する新たな方式への移行を進めるための調整を行うことが適当である。</p>
<p><b>意見3-5</b> 第三者発着信制限機能によって、救急隊の携帯電話から通報者へのコールバックができなくなる場合、業務に支障が出ることを懸念。</p>	<p><b>考え方3-5</b></p>
<p><b>【意見対象箇所】</b> 75 頁(参考資料 スライド 52) 下図中「④第三者発着信制限機能」について</p> <p>通報者が切断後に、通報した緊急通報受理機関以外の第三者との通話を一定時間制限することにより、コールバック時の話中を回避する。</p>	<p>今般の緊急通報に係る検討に当たっては、「指令台からのコールバック」において通報者との通話がつながりやすくなる機能を整理したものである。</p> <p>二次答申(案)に示した5機能の実現に向けては、御意見の点も含め、関係事業者と緊急通報受理機</p>

<p><b>【意見内容】</b></p> <p>現在、小牧市消防本部では119番を受信後、指令台からのコールバックよりも救急出動した救急隊からコールバックすることが多く、上記の第三者発着信制限機能が救急隊の携帯電話から通報者へのコールバックが出来なくなるということであれば、業務に支障が出る恐れが考えられる。</p> <p style="text-align: right;"><b>【小牧市消防本部】</b></p>	<p>関による検討・協議を進める必要があり、総務省においてもこれを促進していく必要がある。</p>
---	---

#### 4. 技術の進展を踏まえたユニバーサルサービスとしての固定電話の効率的な確保 関係

<p>意見4-1 IP網へ移行した後のメタルIP電話について、ユニバーサルサービスとして位置付けることは適切。NTT東日本・西日本のモバイル網を活用した音声通信を提供する提案については各課題を慎重に議論することが必要。</p>	<p>考え方4-1</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b> 26 頁 4. 2 具体的方向性(考え方) 全体</p> <p><b>【意見内容】</b> IP網へ移行した後のメタルIP電話について、ユニバーサルサービスとして位置づけることは適切と考えます。 他方、NTT東・西から無電柱化エリアや設備更改を迎えるルーラルエリアを対象として限定的にモバイル網(データ通信)を活用して音声通話を提供する提案がなされています。この点については、以下のような課題があることから慎重な議論が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「モバイル網(データ通信)を活用」が、MNOのネットワークを利用してNTT東・西がMVNO事業者となり、携帯電話サービスを提供する形態を想定しているとすれば、NTT法で規定されている業務範囲規制に抵触すること。</li> <li>・ 各MNOを公平に扱うと表明しているが、シェアが高くコストが最も低いこと等を理由にNTTドコモのネットワークを結果として利用することになれば、NTTドコモ分離の趣旨に反すること。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【KDDI株式会社】</b></p>	<p>メタルIP電話は、ユニバーサルサービスとして提供されるオプションとして位置付けることが適切であり、技術基準を始めとした必要な制度整備を進めていくことが適当である。</p> <p>光ファイバ及び無線の活用については、現在の加入電話と同等の料金・品質で提供することが可能であり、緊急通報も同様に確保される場合には、サービスを効率的に提供するための選択肢を広げる見地から、ユニバーサルサービス提供手段のオプションとして積極的に捉えていく意義がある。</p> <p>総務省においては、御意見も参考としつつ、二次答申(案)に示した固定電話の提供に係る4つの論点(①固定電話の提供手段の効率性・技術中立性、②無線アクセスを活用する場合の技術基準、③設備に関する規律、④交付金制度の妥当性)についての検討を丁寧に進めることが必要である。</p> <p>この検討に資するよう、NTTにおいては、無線を活用した固定電話サービスについて、具体的な提供方法を早期に明らかにするとともに、必要な技術検証を速やかに実施していくことが必要である。</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b> 24-26 頁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光ファイバ及び無線の活用により、現在の加入電話と同等の料金、品質の固定電話サービスを提供することの可否について検討が必要。</li> <li>・ 無線アクセスを活用する場合、アナログ電話相当の品質・緊急通報の取扱い等の技術基準について検討が必要。</li> <li>・ 無線を活用して固定電話サービスを提供するのであれば、現行制度の在り方についても検討が必要。</li> <li>・ 光ファイバや無線を活用した加入電話相当の固定電話をユニバーサルサービスと位置づけた場合に、緊急通報等の確実な確保に向けて、現行のユニバーサルサービス交付金制度について検討が必要。</li> </ul> <p><b>【意見内容】</b> ユニバーサルサービスの設備変更にあたっては、技術基準や日本電信電話株式会社等に関する法律(以下「NTT法」)について慎重な議論が必要であり、特にNTT法の在り方の議論に際しては競争環境の維持・促進等競争政策についても十分考慮が必要と考えます。</p>	

【ソフトバンク株式会社】

【意見対象箇所】

24～26 頁  
全体

【意見内容】

二次答申案に整理されている論点は、ユニバーサルサービスについて固定の電話による提供が前提になっていることに加えて、その内容も技術的な観点を中心となっておりますが、ユニバーサルサービス制度の主旨に立ち返った制度的な観点の論点整理は不可欠と考えます。

例えば、以下の点について検討を進めることが重要と考えます。なお、制度的な観点の検討となることから、主に技術的な観点を中心に取り扱う本委員会とは切り離して、別の場で集中して検討することが望ましいと考えます。

- ・ 電話サービスの提供手段が多様化する現在において、引き続きユニバーサルサービスの対象を固定電話に限定するのか
- ・ 仮にNTT東西殿が無線を活用するのであれば、携帯電話事業者による提供の方が効率的でないか
- ・ 携帯電話は全国的に幅広くカバーされており、一部の大手携帯電話事業者では携帯電話回線を用いた固定電話サービスを提供する中、ユニバーサルサービスの担い手をNTT東西のみとしていくのか 等

また、これらの検討の際には、ICT インフラの強靱化を鑑みるに、有線・無線それぞれの特性を活かした多様性の確保が重要と考えるところ、その中でユニバーサルサービスをどう位置づけるべきかといった議論も重要と考えます。

なお、固定電話の提供手段として無線の活用が可能と判断され、NTT東西殿の地域電気通信業務において自己の設備以外を用いることも可能とされた場合には、固定通信分野と移動通信分野の双方の市場支配力が結合することも想起されます。制度の在り方によっては、公正な競争の確保が困難になるおそれがあることから、慎重な検討が必要と考えます。

【株式会社ケイ・オプティコム】

【意見対象箇所】

26 頁

4. 2 具体的方向性(考え方)

② 無線アクセスを活用する場合の技術基準

無線アクセスをユニバーサルサービスとしての固定電話の提供手段として活用する場合、アナログ電話相当の通話品質、接続品質、ネットワーク品質及び安定品質、緊急通報の取扱い等の技術基準についても検討する必要がある。

【意見内容】

光ファイバ及び無線の活用にあたっては、一次答申の方向性(※)で示されたとおり、現在の加入電話と同等の

料金・品質の固定電話サービスが確保されることが不可欠と考えます。無線アクセスを活用することを目的として、技術基準を大きく見直すことのないよう要望します。

※ 一次答申で示された基本的方向性（3. 1. 2 具体的方向性(考え方)（1）技術基準等について）

安定的な通信を提供し、国民生活に深く浸透している固定電話サービスについては、ネットワークがIP網に移行しても、利用者の立場から見た場合には安全・信頼性確保の重要性は従来と変わるものではない。したがって、IP網への移行を契機として固定電話サービスの現行の信頼性や品質等の水準を変更する特段の必要性は生じない。

【株式会社ケイ・オプティコム】

【意見対象箇所】

26 頁

4. 2 具体的方向性(考え方)

④ 交付金制度の妥当性

ユニバーサルサービス交付金制度は、適格電気通信事業者（NTT東日本・西日本を指定）の基礎的電気通信役務収支の赤字の一部を交付金の交付により補てんする制度である<sup>39</sup>。現行の補てんの対象はメタル回線によるアナログ電話を前提としているところ、光ファイバや無線を活用した加入電話相当の固定電話をユニバーサルサービスと位置付けた場合に、緊急通報等の確実な確保に向けて、現行のユニバーサルサービス交付金制度がユニバーサルサービスの維持という制度上の要請に十分適合しているか、また、その見直しが必要ないか、検討が必要である。

【意見内容】

- ・ 光ファイバや無線を活用する代表的なエリアとして、NTT殿から提示のあった無電柱化エリアやルーラルエリアにおいては、当該地域に参入する自己設置事業者についても、コスト・運用保守面でNTT殿と共通する課題があると考えます。特に無電柱化エリアは、国土交通省殿において「無電柱化推進のあり方」が検討されているところに鑑み、今後一層そのエリアが拡大していくことが想定されるため、本課題の重要性は益々高まっている状況です。
- ・ このような状況の中、ユニバーサルサービス交付金制度において、NTT東西殿の光ファイバや無線を活用した加入電話相当の固定電話について赤字の一部を交付金の交付により補てんすることは、当該地域におけるNTT殿の競争力のみを高め、他の自己設置事業者は撤退を余儀なくされることにつながりかねず、結果して当該地域における事業者選択機会の損失や価格・サービス競争の停滞等、利用者の利益を損ねるおそれがあると考えます。なお、無電柱化エリアについては、複数の事業者による競争が行われている可能性が高いことから、当該地域の補てんの是非については特に慎重に検討すべきと考えます。
- ・ 仮にユニバーサルサービスの維持のために補てん対象とする場合には、当該地域における設備・サービスの提供実態等を踏まえた利用者利益の維持・確保するという点にも十分に留意した対応を講じていただくことを要望します。例えば、無電柱化エリアにおける光ファイバの活用について補てん対象とする場合などは、利用者の事業者選択機会を確保するという観点から、民地内の引込管路を含めた地中化設備の共用化についても合わせて検

討すべきと考えます。

【株式会社ケイ・オプティコム】

【意見対象箇所】

26 頁

4. 2 具体的方向性(考え方)

「メタルIP電話」について、ユニバーサルサービスとして提供されるオプションとして位置付けることが適切であると述べた。同様に光ファイバや無線の活用により固定電話が現在の加入電話と同等の料金・品質で提供することが可能であり、緊急通報も同様に確保される場合には、サービスを効率的に提供するための選択肢を広げる見地から、これらをユニバーサルサービス提供手段のオプションとして積極的に捉えていく意義がある。そこで、固定電話の提供に係る以下の4つの論点について、総務省において検討することが必要である。

① 固定電話の提供手段の効率性・技術中立性

ユニバーサルサービスとしての固定電話の提供手段の効率性・技術中立性の観点から、光ファイバ及び無線の活用により、現在の加入電話と同等の料金・品質の固定電話サービスを提供することの可否について検討が必要である。

② 無線アクセスを活用する場合の技術基準

無線アクセスをユニバーサルサービスとしての固定電話の提供手段として活用する場合、アナログ電話相当の通話品質、接続品質、ネットワーク品質及び安定品質、緊急通報の取扱い等の技術基準についても検討する必要がある。

③ 設備に関する規律

電気通信事業法施行規則第 14 条において、加入電話の提供の手段は原則アナログ電話用設備とされ、日本電信電話株式会社等に関する法律第2条において、NTT東日本・西日本の地域電気通信業務は自己の設備を用いて行わなければならないとされている。無線を活用して固定電話の役務を提供するのであれば、これらの制度の在り方についても検討が必要である。

④ 交付金制度の妥当性

ユニバーサルサービス交付金制度は、適格電気通信事業者(NTT東日本・西日本を指定)の基礎的電気通信役務収支の赤字の一部を交付金の交付により補てんする制度である。現行の補てんの対象はメタル回線によるアナログ電話を前提としているところ、光ファイバや無線を活用した加入電話相当の固定電話をユニバーサルサービスと位置付けた場合に、緊急通報等の確実な確保に向けて、現行のユニバーサルサービス交付金制度がユニバーサルサービスの維持という制度上の要請に十分適合しているか、また、その見直しが必要ないか、検討が必要である。

【意見内容】

NTT東日本・西日本は、今後の多様なアクセス手段による音声通話の提供時期やモバイルネットワークを活用した 0AB～J の電話の検証結果を早期に公表する必要があると考えます。また、総務省におかれましては、検討結果等を踏まえ4つの論点を慎重に検討していただきたいと考えます。

【中部テレコミュニケーション株式会社】

**【意見対象箇所】**

26 頁

**【意見内容】**

答申案が指摘のとおり、固定の電話は、ユニバーサルサービスとして確保されるべきとの国民的なコンセンサスを得ています。

メタルIP電話については、固定の電話の過渡的提供形態ではありますが、アナログ電話(加入電話)と同等に位置付け、ユニバーサルサービスとして扱われるべきと考えます。

電気通信分野のユニバーサルサービスについては、今日の通信事情を勘案し、携帯電話、固定電話、ブロードバンドサービス等を含めた総合的な検討が必要ですが、本移行に際しては、ユニバーサルサービスの現行3特性を堅持したうえで、メタルIP電話においても「緊急通報等の確実な確保」を前提とすることが重要と考えます。

【JMITU通信産業本部】

**【意見対象箇所】**

26 頁

同様に光ファイバや無線の活用により固定電話が現在の加入電話と同等の料金・品質で提供することが可能であり、緊急通報も同様に確保される場合には、サービスを効率的に提供するための選択肢を広げる見地から、これらをユニバーサルサービス提供手段のオプションとして積極的に捉えていく意義がある。そこで、固定電話の提供に係る以下の4つの論点について、総務省において検討することが必要である。

**【意見内容】**

- ・ 光ファイバや無線のアクセス回線をユニバーサルサービスとして許容することは現行制度に適合するところではないため、慎重な検討が必要と考えます。
- ・ 将来、無線アクセスを固定電話の提供手段として活用することを想定して、通話品質を始めとした技術基準の見直しを検討していく必要があると考えます。

【楽天コミュニケーションズ株式会社】

**【意見対象箇所】**

26 頁

4. 2 具体的方向性(考え方)

(略)光ファイバや無線の活用により固定電話が現在の加入電話と同等の料金・品質で提供することが可能であり、緊急通報も同様に確保される場合には、サービスを効率的に提供するための選択肢を広げる見地から、これらをユニバーサルサービス提供手段のオプションとして積極的に捉えていく意義がある。そこで、固定電話の提供に係る以下の4つの論点について、総務省において検討することが必要である。

- ① 固定電話の提供手段の効率性・技術中立性  
(略)

<p><b>【意見内容】</b> ユニバーサルサービスの検討にあたっては、効率性・技術中立性の観点だけでなく、公正な競争環境確保の観点から、特定の事業者のみに過度な負担とならないよう十分に配慮しつつ、公正中立な視点での検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【株式会社NTTドコモ】</b></p>	
<p><b>【意見対象箇所】</b> 24、25 頁</p> <p><b>【意見内容】</b> メタルIP回線(メタルIP電話)は(その名の通りの有線の)メタルIP回線で、無線によるIP回線はそれと明示して提供するようにしていただきたいと考える。相互の接続は可能であるはずであるから、電話回線を提供するにはこれで問題無いはずであり、そして無線をメタルIP回線と名乗る事は問題ある事であるのだから、これは行わない事としていただきたいと考える。 (つまり、有線によるメタルIP回線の完全な実施を求めたい。これを行わない場合は、一部の地域においてメタルIP回線を提供しない、という事になるのであるが、問題ある名称の使用及びサービスを提供するよりも、この方が望ましいと考える。この場合、無線による電話を、置き換え専用の電話番号発番システムを定めて提供する等するのが良いのではないかと考える。) 無線でない事からの安全及び電話線の性質を提供するため、メタルIP回線の提供は、可能な限り有線で行っていただきたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【個人C】</b></p>	
<p>意見4-2 無電柱化エリア、ルーラルエリア等において、無線を活用した固定電話サービスの提供等について検討が必要と整理されたことは適切。無線を活用したOAB-J電話サービスについて、今後技術検証の実施を予定し、その結果を踏まえ、提供方法等を総務省等に相談。</p>	<p>考え方4-2</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b> 26 頁 4. 2 具体的方向性(考え方) ～(中略)～ 光ファイバや無線の活用により固定電話が現在の加入電話と同等の料金・品質で提供することが可能であり、緊急通報も同様に確保される場合には、サービスを効率的に提供するための選択肢を広げる見地から、これらをユニバーサルサービス提供手段のオプションとして積極的に捉えていく意義がある。そこで、固定電話の提供に係る以下の4つの論点について、総務省において検討することが必要である。 ① 固定電話の提供手段の効率性・技術中立性 ユニバーサルサービスとしての固定電話の提供手段の効率性・技術中立性の観点から、光ファイバ及び無線の活用により、現在の加入電話と同等の料金・品質の固定電話サービスを提供することの可否について検討が</p>	<p>考え方4-1のとおり。</p>

必要である。

② 無線アクセスを活用する場合の技術基準

無線アクセスをユニバーサルサービスとしての固定電話の提供手段として活用する場合、アナログ電話相当の通話品質、接続品質、ネットワーク品質及び安定品質、緊急通報の取扱い等の技術基準についても検討する必要がある。

【意見内容】

最小限のコストで固定電話を実現していく観点から、無電柱化エリアやルーラルエリア等において、アクセス回線として光ケーブルや無線を含めた様々な選択肢から最適な方法を選択可能とするため、無線を活用した固定電話サービスの提供等について検討が必要と整理されたことは適切であると考えます。

当社は、無線を活用した OAB-J 電話サービスについて、今後、技術検証の実施を予定しており、その結果を踏まえ、提供方法等の具体化を進め、総務省等へ相談していく考えです。

【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】

## 5. IP網への移行に関する諸課題への対応 関係

<p>意見5-1「繋ぐ機能POIビル」内で複数事業者が利用する「L2スイッチ」を含む「繋ぐ機能POIビル」内の通信設備の詳細な構成・仕様等については、多くの事業者が参加の上、事業者間協議で検討を行っていくべき。総務省においては、事業者間協議の検討状況を注視の上、適切な制度設計を検討すべき。</p>	<p>考え方5-1</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b> 27～29 頁 5. 1 「電話を繋ぐ機能」に関する繋ぐ機能POIビル内の通信設備の扱い 「L2スイッチ」に関しては、共同提案スキームを活用した「繋ぐ機能POIビル」環境の構築に向けて、事業者間において詳細な整理を進めることが必要。</p> <p><b>【意見内容】</b> 基本的な考え方に賛同します。なお、「繋ぐ機能POIビル」内で複数事業者が利用する「L2スイッチ」については、共同提案スキームに参加しない場合でも、当該 L2 スイッチへの接続は発生するため、効率的な設備設計の検討及び事業者間検討の場において技術仕様等の共有を望みます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【ソフトバンク株式会社】</b></p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。 事業者においては、二次答申(案)に示した「L2スイッチ」の提供スキームを活用した「繋ぐ機能POIビル」環境の構築に向けて、今後の事業者の状況変化等にも対応したオープンな合意形成に配慮した詳細な整理と設備構成・仕様の明確化を進めることが適当である。 総務省においては、引き続き事業者間協議を促進するとともに、必要となる技術基準等の制度整備を進めることが適当である。 「L2スイッチ」を含む「電話を繋ぐ機能」を提供する通信施設及び通信設備は、全ての利用者に電話サービスが提供されるための基盤となることから、その継続的・安定的な提供や技術基準に基づく信頼性・品質の確保等が必要であり、NTT東日本・西日本をはじめとする事業者においては、これを踏まえた対応が求められる。</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b> 28 頁 5. 1 「電話を繋ぐ機能」に関する繋ぐ機能POIビル内の通信設備の扱い 5. 1. 1 一次答申を踏まえた課題・検討状況 その後、「繋ぐ機能POIビル」内で複数の事業者が利用する「L2スイッチ」に関しては、その提供方法等について事業者間協議が進められ、NTT東日本・西日本及び地域系事業者6社(東北インテリジェント通信、中部テレコミュニケーション、ケイ・オプティコム、エネルギア・コミュニケーションズ、STNet及び九州通信ネットワーク)により、いわゆる「IRU方式」を活用した以下のような8社共同提案が取りまとめられ、第 31 回委員会(2017 年5月 19 日)で報告された。</p> <p><b>【意見内容】</b> IRU方式は、複数の事業者が利用する「L2スイッチ」について、設置主体、設置費用及び保守・運用の負担、電気通信事業法令の義務等をNTT東日本・西日本と地域系事業者6社とで調整・確認し、まとめたものであり、最善の案と考えております。「コンソーシアム形成事業者」に多くの事業者が参加することを希望します。</p> <p style="text-align: right;"><b>【東北インテリジェント通信株式会社】</b></p>	

**【意見対象箇所】**

29 頁

5. 1 「電話を繋ぐ機能」に関する繋ぐ機能POIビル内の通信設備の扱い

5. 1. 2 具体的方向性(考え方)

「繋ぐ機能POIビル」内で複数の事業者が利用する「L2スイッチ」に関しては、上記スキームを活用した「繋ぐ機能POIビル」環境の構築に向けて、事業者間において、今後の事業者の状況変化等にも対応したオープンな合意形成に十分配慮しながら詳細な整理を進めることが適当である。

「繋ぐ機能POIビル」内に設置される通信設備については、原則としてその設置主体により技術基準に基づく維持・管理・運用が行われる必要があり、「繋ぐ機能POIビル」内で複数の事業者が利用する「L2スイッチ」が上記スキームにより提供される場合は、NTT東日本・西日本が「L2スイッチ」の設置主体となる。

また、「L2スイッチ」を含む「繋ぐ機能POIビル」内の通信設備の構成・仕様については、当該設備を介して役務を提供する事業者に課される技術基準(事業者間接続を行い音声呼を疎通させる場合の音声品質基準等を含む。)への適合性が確保されるものとなっている必要がある。

これらの点を踏まえ、事業者においては、「L2スイッチ」を含む「繋ぐ機能POIビル」内の通信設備の詳細な構成・仕様を早期に明確化する必要がある。

総務省においては、引き続き、「繋ぐ機能POIビル」環境の構築に向けた事業者間協議を促進するとともに、情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会における検討状況を踏まえ、技術基準等の整備を進めることが適当である。

**【意見内容】**

IRU方式による「L2スイッチ」の提供スキームの共同提案の機会をいただき、改めて感謝申し上げます。今後は、IRU方式による「L2スイッチ」に係る議論への参加を希望する事業者を交えて、IRU方式による「L2スイッチ」の提供スキームの詳細等について検討を進めることとなりますが、総務省におかれましては、その検討状況に注視していただき、必要に応じて技術基準を含めた適切な制度設計等を検討していただきたいと思います。

【中部テレコミュニケーション株式会社】

**【意見対象箇所】**

29 頁

5. 1 「電話を繋ぐ機能」に関する繋ぐ機能POIビル内の通信設備の扱い

5. 1. 2 具体的方向性(考え方)

「繋ぐ機能POIビル」内で複数の事業者が利用する「L2スイッチ」に関しては、上記スキームを活用した「繋ぐ機能POIビル」環境の構築に向けて、事業者間において、今後の事業者の状況変化等にも対応したオープンな合意形成に十分配慮しながら詳細な整理を進めることが適当である。

**【意見内容】**

複数の事業者が利用する「L2スイッチ」について、事業者間協議で具体的な検討を行っています。合意形成のため弊社も協力します。総務省においては、合意形成の状況を適時、把握していただきたいと思います。

【東北インテリジェント通信株式会社】

【意見対象箇所】

29 頁

5. 1 「電話を繋ぐ機能」に関する繋ぐ機能POIビル内の通信設備の扱い

5. 1. 2 具体的方向性(考え方)

「繋ぐ機能POIビル」内で複数の事業者が利用する「L2スイッチ」に関しては、上記スキームを活用した「繋ぐ機能POIビル」環境の構築に向けて、事業者間において、今後の事業者の状況変化等にも対応したオープンな合意形成に十分配慮しながら詳細な整理を進めることが適当である。

【意見内容】

- ・ 事業者間で取りまとめられたIRU方式による「L2スイッチ」の提供スキーム(8社共同提案)について、詳細な整理を進めていくという方向性を示していただいたことに御礼申し上げます。
- ・ 本スキームの詳細な整理においては、品質維持の責任範囲等の諸課題はありますが、事業者間の円滑な協議によって解決を図ると共に、本スキームには多数の電気通信事業者が加わることが望ましいと考えられるため、本スキームに参加することの意義を高めていくことが重要と考えます。
- ・ なお、総務省殿におかれましても、本スキームに関する検討状況など、適宜フォローアップしていただくことを要望します。

【株式会社ケイ・オプティコム】

【意見対象箇所】

29 頁

5. 1 「電話を繋ぐ機能」に関する繋ぐ機能 POIビル内の通信設備の扱い

5. 1. 2 具体的方向性(考え方)

「繋ぐ機能POIビル」内で複数の事業者が利用する「L2スイッチ」に関しては、上記スキームを活用した「繋ぐ機能POIビル」環境の構築に向けて、事業者間において、今後の事業者の状況変化等にも対応したオープンな合意形成に十分配慮しながら詳細な整理を進めることが適当である。

「繋ぐ機能POIビル」内に設置される通信設備については、原則としてその設置主体により技術基準に基づく維持・管理・運用が行われる必要があり、「繋ぐ機能POIビル」内で複数の事業者が利用する「L2スイッチ」が上記スキームにより提供される場合は、NTT東日本・西日本が「L2スイッチ」の設置主体となる。

また、「L2スイッチ」を含む「繋ぐ機能POIビル」内の通信設備の構成・仕様については、当該設備を介して役務を提供する事業者に課される技術基準(事業者間接続を行い音声呼を疎通させる場合の音声品質基準等を含む。)への適合性が確保されるものとなっている必要がある。

これらの点を踏まえ、事業者においては、「L2スイッチ」を含む「繋ぐ機能POIビル」内の通信設備の詳細な構成・仕様を早期に明確化する必要がある。

総務省においては、引き続き、「繋ぐ機能POIビル」環境の構築に向けた事業者間協議を促進するとともに、情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会における検討状況を踏まえ、技術基準等の整備を進めることが適当である。

**【意見内容】**

繋ぐ機能POIビル」内で複数の事業者が利用する「L2スイッチ」に関して、共同提案させていただいたIRU方式による提供スキームにより、設備の継続性及びL2スイッチの仕様をコンソーシアム側で定義することができるなど、身の丈に合わない過剰な設備となることを防止できることにより、コストの透明性は確保できるものと考えます。

残された課題として考えられるコンソーシアムの継続性、コンソーシアム内部の公平性(負担のあり方)については、今後、機器の選定や技術条件、運用保守の条件など、事業者間で整理することで最終的には継続性、透明性、公平性が担保されたL2スイッチの提供(利用)スキームができるものと考えます。

【株式会社QTnet】

**【意見対象箇所】**

29 頁

5. 1 「電話を繋ぐ機能」に関する繋ぐ機能POIビル内の通信設備の扱い

5. 1. 2 具体的方向性(考え方)

「繋ぐ機能POIビル」内で複数の事業者が利用する「L2スイッチ」に関しては、上記スキームを活用した「繋ぐ機能POIビル」環境の構築に向けて、事業者間において、今後の事業者の状況変化等にも対応したオープンな合意形成に十分配慮しながら詳細な整理を進めることが適当である。

「繋ぐ機能POIビル」内に設置される通信設備については、原則としてその設置主体により技術基準に基づく維持・管理・運用が行われる必要があり、「繋ぐ機能POIビル」内で複数の事業者が利用する「L2スイッチ」が上記スキームにより提供される場合は、NTT東日本・西日本が「L2スイッチ」の設置主体となる。

また、「L2スイッチ」を含む「繋ぐ機能POIビル」内の通信設備の構成・仕様については、当該設備を介して役務を提供する事業者に課される技術基準(事業者間接続を行い音声呼を疎通させる場合の音声品質基準等を含む。)への適合性が確保されるものとなっている必要がある。

これらの点を踏まえ、事業者においては、「L2スイッチ」を含む「繋ぐ機能POIビル」内の通信設備の詳細な構成・仕様を早期に明確化する必要がある。

総務省においては、引き続き、「繋ぐ機能POIビル」環境の構築に向けた事業者間協議を促進するとともに、情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会における検討状況を踏まえ、技術基準等の整備を進めることが適当である。

**【意見内容】**

『「電話を繋ぐ機能」に関する繋ぐ機能POIビル内の通信設備の扱いの『具体的方向性(考え方)』』の記載内容について、「L2スイッチ」の設備主体となるNTT東日本・西日本が技術基準に基づく維持・管理・運用を行うことで所要の品質が担保され安定したサービス提供が期待できることから、賛同する。

なお、このたび8社共同提案をしている「IRU方式」によるL2スイッチの提供スキームについては、今後の事業者間意識合わせの場の検討などを通じ、当社を含めたより多くの接続事業者が参加するスキームを目指した検討が望ましいと考えている。より多くの接続事業者が参加することで、IP網の利用者が、品質も良く、低廉で、多様なサービスを安心して利用できるものと考えます。

【株式会社エネルギー・コミュニケーションズ】

**【意見対象箇所】**

29 頁

- 5. 1 「電話を繋ぐ機能」に関する繋ぐ機能POIビル内の通信設備の扱い
- 5. 1. 1 一次答申を踏まえた課題・検討状況
- 5. 1. 2 具体的方向性(考え方)

「繋ぐ機能POIビル」内で複数の事業者が利用する「L2スイッチ」に関しては、上記スキームを活用した「繋ぐ機能POIビル」環境の構築に向けて、事業者間において、今後の事業者の状況変化等にも対応したオープンな合意形成に十分配慮しながら詳細な整理を進めることが適当である。

「繋ぐ機能POIビル」内に設置される通信設備については、原則としてその設置主体により技術基準に基づく維持・管理・運用が行われる必要があり、「繋ぐ機能POIビル」内で複数の事業者が利用する「L2スイッチ」が上記スキームにより提供される場合は、NTT東日本・西日本が「L2スイッチ」の設置主体となる。

**【意見内容】**

・ 「繋ぐ機能POIビル」内で複数の事業者が利用する「L2スイッチ」は、POIビルのない地域のみで事業展開する当社のような事業者にとって、運用面、費用面の負担軽減につながり、大手事業者との競争力を維持するうえで大きな役割を果たすこととなります。また、当社のみならず複数の事業者が利用するものとなることから、各事業者の要望を十分に満たしたものであることが重要です。

したがって、本答申に記載の通り、関係事業者と丁寧な議論を行い、状況変化等にも適切に対応しながら事業者間でオープンな合意形成を図ることは移行を円滑に進めるうえで非常に重要なものです。

・ 次に、今回の提案スキームは、IRU方式を活用することで継続的かつ安定的にL2スイッチを提供するものであり、その担い手はNTT東西であることが示されています。これは、国の社会基盤である電話サービスの重要設備を担うNTT東西殿の役割が今後も変わるものではなく、電話サービスの安定提供に寄与するものと考えます。

【株式会社STNet】

**【意見対象箇所】**

29 頁

- 5. 1 「電話を繋ぐ機能」に関する繋ぐ機能POIビル内の通信設備の扱い
- 5. 1. 1 一次答申を踏まえた課題・検討状況

事業者においては、この8社共同提案を前提に、今後更に具体的な検討・協議(例:機器選定・技術条件や保守・運用方法の整理、料金その他の条件、品質維持等の責任範囲、コンソーシアムへの新規参入と撤退が生じた場合の一括前払い費用の精算方法等)が進められることが第31回委員会(2017年5月19日)で報告された。

**【意見内容】**

本答申案に示されているとおり、当該コンソーシアム以外の事業者が参入、あるいは当初のコンソーシアム事業者が撤退する場合の費用精算の方法等についても検討を進めていく必要があると考えます。

【楽天コミュニケーションズ株式会社】

<p><b>【意見対象箇所】</b> 29 頁 5. 1 「電話を繋ぐ機能」に関する繋ぐ機能POIビル内の通信設備の扱い 5. 1. 2 具体的な方向性(考え方) ～(中略)～ 「繋ぐ機能POIビル」内で複数の事業者が利用する「L2スイッチ」に関しては、上記スキームを活用した「繋ぐ機能POIビル」環境の構築に向けて、事業者間において、今後の事業者の状況変化等にも対応したオープンな合意形成に十分配慮しながら詳細な整理を進めることが適当である。</p> <p><b>【意見内容】</b> 「電話を繋ぐ機能」については、「繋ぐ機能POIビル」内の通信設備の詳細な構成・仕様、IP接続の接続条件等について、引き続き事業者間で具体的な検討を進めていく考えです。</p> <p style="text-align: right;"><b>【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】</b></p>	
<p>意見5-2 基本的な考え方に賛同。補完策や検証結果の共有等NTTからの詳細情報の提供や検証環境の確保等、継続的な対応を要望。</p>	<p>考え方5-2</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b> 30～32 頁 5. 2 INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応 5. 2. 2 具体的な方向性(考え方) (1) INSネットの終了に伴う対応 NTTは、一次答申で示された留意点に加え、更に以下の点に留意して、引き続き調整を進めることが必要 ① 代替案への移行促進に向けた対応 ② 補完策に係る一層の情報開示 ③ 他事業者との一層の連携 ④ サービス移行前における事前検証の実施 (2) その他 NTTにおいては、検証環境の構築・提供、検証結果に係る情報開示等について、関係者の要望・意見を踏まえつつ、可能な限り早期に対応すべき (3) 今後のフォローアップ 取組の進捗状況については、今後もNTTからの定期的な報告等随時確認していくことが適当</p> <p><b>【意見内容】</b> 基本的な考え方に賛同します。INSネット終了に伴い、相互接続先である弊社ユーザにも大きな影響が出るため、補完策や検証結果の共有等NTT殿からの詳細情報の提供や検証環境の確保等継続しての対応を望みます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【ソフトバンク株式会社】</b></p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。 なお、二次答申(案)では、INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応について、NTTが、一次答申で示された留意点に加え、更に留意すべき点として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他事業者との一層の連携について、「他事業者との連携や十分な協議を行い、INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う他事業者及びそのサービス利用者への影響の有無を確認し、影響が有る場合には、その発生時期と内容について可能な限り早期に整理・周知を図ること」</li> </ul> <p>等を掲げている。 NTTにおいては、これらの点を踏まえて、引き続き丁寧な対応を行っていくことが必要である。</p>

<p>意見5-3 二次答申(案)に示された方向性、留意点について賛同。固定電話網のIP網への円滑な移行に関する周知広報を積極的に行っていただくことを要望。モバイル回線を用いた代替案については、NTTはグループ会社のみならず携帯電話各社とも連携を取り、検討及び実現に向けた作業を進めて頂くことを要望。</p>	<p>考え方5-3</p>
<p>【意見対象箇所】 30～31 頁 5. 2 INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応 全体</p> <p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部会が示された方向性、留意点について賛同いたします。</li> <li>・ 一次答申では「INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応」として、「利用者側に立った検討の必要性」が示されました。今回の二次答申(案)では、一次答申で示された項目に、利用者保護の観点からNTTに対して留意点の項目が追加されており、大いに賛同いたします。</li> <li>・ 代替サービスとして、光ファイバ回線設備が現状のメタル回線同様、一般的に必要なインフラ設備として多くの施設に設置されることを期待しております。その為にも「固定電話網のIP網への移行」についての周知広報を、積極的に行っていただくことを要望いたします。</li> <li>・ INSネットの代替案としてモバイル回線を用いたサービスが検討されております。これまでINSネットが敷設可能とされていた場所に、光ファイバ回線などの代替回線が敷設困難となるケースが現時点で想定されるため、モバイル回線を用いた代替案については、NTTはグループ会社のみならず携帯電話各社とも連携を取り、検討及び実現に向けた作業を進めて頂くことを望みます。</li> <li>・ 利用者保護の観点から、「この他、今後具体的対応を進める過程で、当初想定していなかった意見・要望が利用者から示された場合にも丁寧に対応することが求められる。」との配慮に賛同いたします。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSラジオ】</p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>なお、二次答申(案)では、INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応について、NTTが、一次答申で示された留意点に加え、更に留意すべき点として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代替案への移行促進に向けた対応について、「関係者からの意見・要望を踏まえ、代替サービス(他事業者の提供サービスを含む。)への移行促進に向けた協力を継続的に実施すること」</li> <li>・ 他事業者との一層の連携について、「他事業者との連携や十分な協議を行い、INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う他事業者及びそのサービス利用者への影響の有無を確認し、影響が有る場合には、その発生時期と内容について可能な限り早期に整理・周知を図ること」等を掲げている。</li> </ul> <p>NTTにおいては、これらの点について、引き続き丁寧な対応を行っていくことが必要である。</p>
<p>意見5-4 今後の具体的方向性については、①代替案等の提供条件の検証②補完策等の検証環境の提供が必須。①については、従来のINSネット(デジタル通信モード)と同様のサービス品質等を代替案において担保することが必須。代替案として光回線のみではなく、光回線が設置不可能な場所における代替案の検討も要望。</p>	<p>考え方5-4</p>
<p>【意見対象箇所】 31 頁 5. 2 INSネットの終了に伴う対応</p> <p>【意見内容】</p> <p>今後の具体的方向性については、 ①代替案等の提供条件の検証</p>	<p>二次答申(案)では、INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応について、NTTが、一次答申で示された留意点に加え、更に留意すべき点として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代替案への移行促進に向けた対応について、「関係者からの意見・要望を踏まえ、代替サービス(他事業者の提供サービスを含む。)への移行</li> </ul>

<p>②補完策等の検証環境の提供が必須である。</p> <p>①については、従来のINSネット(デジタル通信モード)と同様のサービス品質、即ち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伝送帯域が保障されていること</li> <li>・ 場所を選ばず、短期間で低コストで開通できること</li> <li>・ ダイアルアップ接続であること</li> <li>・ 臨時回線が容易に利用できること</li> </ul> <p>等を代替案において担保することが必須であり、本マイグレーション実施の条件であると考える。また、代替策として光回線のみではなく、光回線が設置不可能な場所における無線ソリューションを活用した代替策の検討も視野に入れて検討することを要望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エフエム東京】</p>	<p>促進に向けた協力を継続的に実施すること」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス移行前における事前検証の実施について、「サービス移行前において、希望する関係者が、可能な限り実環境に近い環境下で検証を行うことができるよう検討・調整を進めること」等を掲げている。</li> </ul> <p>NTTにおいては、これらの点について、御意見に示されたような要望があることも考慮しつつ、引き続き丁寧な対応を行っていくことが必要である。</p>
<p>【意見対象箇所】 31～32 頁 5. 2 INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応 5. 2. 2 具体的方向性(考え方)</p> <p>【意見内容】 今後の具体的な方向については、「代替策の検証と実施環境の提供」が必須である。これは、従来の INS ネット(デジタル通信モード)と同様のサービス品質、つまり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伝送帯域の保障</li> <li>・ 場所を選ばず、短期間で低コストで開通できること</li> <li>・ ダイアルアップ接続であること</li> <li>・ 臨時回線が容易に利用できること</li> </ul> <p>等を担保することが必須であると考える。 また、代替策として光回線のみではなく、光回線が設置不可能な場所における代替策の検討も要望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エフエム大阪】</p>	
<p>意見5-5 ラジオ放送事業者が支障なく事業を継続できるような補完策を引き続き検証し、確立するよう要望。</p>	<p>考え方5-5</p>
<p>【意見対象箇所】 31 頁 5. 2 INSネットの終了に伴う対応</p>	<p>NTTにおいては、補完策に関する検証を引き続き実施し、検証の結果や利用者等からの意見も踏まえつつ、補完策の提供に向けて取組を進めることが適当である。</p>

<p>【意見内容】</p> <p>今後の具体的方向性については、</p> <p>①代替案等の提供条件の検証</p> <p>②補完策等の検証環境の提供が必須である。</p> <p>②については現在、メタルIP電話上のデータ通信を利用することで検証中であるが、ラジオ放送事業者が支障なく事業を継続できるような補完策を引き続き検証し、確立するよう要望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エフエム東京】</p>	
<p>意見5-6 INSネット(デジタル通信モード)のサービス終了時期を確定し、一次答申及び二次答申(案)で示された留意点を踏まえつつ、全てのINSネット(デジタル通信モード)ユーザに対する周知を行っていく考え。また、関係団体等の要望を踏まえて更に代替案の充実に努めるとともに、引き続き関係団体等と連携した利用者への対応をすすめていきたい。補完策の検証についても、引き続き検証結果の公表等に向けて関係者と調整を進めていくとともに、「音声通信を用いたデータの送受信」の検証環境についても提供準備を進めていく。</p>	<p>考え方5-6</p>
<p>31～32 頁</p> <p>5. 2 INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応</p> <p>5. 2. 2 具体的方向性(考え方)</p> <p>(1) INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応</p> <p>NTTは、一次答申で示された留意点に加え、更に以下の点に留意して、引き続き調整を進める必要がある。</p> <p>①代替案への移行促進に向けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係者からの意見・要望を踏まえ、代替サービス(他事業者の提供サービスを含む。)への移行促進に向けた協力を継続的に実施すること。</li> </ul> <p>②補完策に係る一層の情報開示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補完策の検証を通じて確認されたデータについては、関係者の調整を経た上で、可能な限り詳細かつ早期に公表すること。</li> <li>・ 補完策への移行に伴う設備切替えの方法・手順や切替期間における障害発生時の対応について、可能な限り早期に公表すること。</li> </ul> <p>③他事業者との一層の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他事業者との連携や十分な協議を行い、INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う他事業者及びそ</li> </ul>	<p>二次答申(案)では、INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応について、NTTが、一次答申で示された留意点に加え、更に留意すべき点として、「代替策への移行促進に向けた対応」、「補完策に係る一層の情報開示」、「他事業者との一層の連携」、「サービス移行前における事前検証の実施」などを掲げているとともに、INSネット(デジタル通信モード)と同様の用途での利用が認められる「音声通信を用いたデータの送受信」について、「NTTにおいて、検証環境の構築・提供、検証結果に係る情報開示等について、関係者の要望・意見を踏まえつつ、可能な限り早期に対応していくことが求められる」ことを掲げている。</p> <p>NTTにおいては、これらの点について、引き続き丁寧な対応を行っていく必要がある。</p>

<p>のサービス利用者への影響の有無を確認し、影響が有る場合には、その発生時期と内容について可能な限り早期に整理・周知を図ること。</p> <p>④サービス移行前における事前検証の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在実施されている検証の結果と同等の性能や信頼性を実運用後も十分に確保する観点から、サービス移行前において、希望する関係者が、可能な限り実環境に近い環境下で検証を行うことができるよう検討・調整を進めること。</li> </ul> <p>この他、今後具体的対応を進める過程で、当初想定していなかった意見・要望が利用者から示された場合にも丁寧に対応することが求められる。</p> <p><b>【意見内容】</b></p> <p>INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応については、関係団体等のご協力により、終了時期の後ろ倒しや補完策(メタルIP電話上のデータ通信)の提供等の目処を立てることができたものと考えています。</p> <p>当社としては、今秋、INSネット(デジタル通信モード)のサービス終了時期を確定し、一次答申及び二次答申(案)で示された留意点を踏まえつつ、全てのINSネットユーザ(デジタル通信モード)に対する周知を行っていく考えです。また、関係団体等のご要望を踏まえて更に代替案の充実に努めるとともに、引き続き関係団体等と連携した利用者への対応を進めていきたいと考えています。</p> <p>なお、補完策の検証についても、引き続き検証結果の公表等に向けて関係者と調整を進めていくとともに、「音声通信を用いたデータの送受信」の検証環境についても提供準備を進めていく考えです。</p> <p style="text-align: right;"><b>【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】</b></p>	
<p>意見5-7 二次答申(案)に示された補完策に係る一層の情報開示についての具体的方向性(考え方)に賛同する。利用者の補完策の利用判断に影響するため、早急に補完策の終了時期の確定、公表が必要。</p>	<p>考え方5-7</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b></p> <p>31 頁</p> <p>5. 2 INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応</p> <p>5. 2. 2 具体的方向性(考え方)</p> <p>(1) INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応</p> <p>② 補完策に係る一層の情報開示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補完策の検証を通じて確認されたデータについては、関係者の調整を経た上で、可能な限り詳細かつ早期に公表すること。</li> <li>・ 補完策への移行に伴う設備切替えの方法・手順や切替期間における障害発生時の対応について、可能な</li> </ul>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>なお、補完策(メタルIP電話上のデータ通信)の終了時期については、二次答申(案)では「メタルIP電話の終了時期についても可能な限り早期に確定・公表することが求められる」ことを掲げていることを踏まえ、NTTにおいて可能な限り早期に確定・公表することが求められる。</p>

<p>限り早期に公表すること。</p> <p><b>【意見内容】</b>  上記の具体的方向性(考え方)に賛同致します。  利用者の補完策の利用判断に影響するため、早急に補完策の終了時期の確定、公表が必要と考えます。また、補完策の終了時期が公表出来ない場合でも、最低限の継続期間及び終了発表の予定時期などを公表して頂く必要がある、と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人電子情報技術産業協会ECセンター】</p>	
<p><b>【意見対象箇所】</b>  31 頁  5. 2 INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応  5. 2. 2 具体的方向性(考え方)</p> <p><b>【意見内容】</b>  一次答申を踏まえ、サービス終了時期の後ろ倒しや、補完策に係る情報開示、また、サービス移行前における事前検証を可能な限り実環境に近い環境下で行うことができるように調整を進めること等検討がされており、警備業協会として評価している。  補足的な意見であるが、「補完策に係る一層の情報開示」に関し、特に、補完策がいつまで継続可能かということ、利用企業が経営判断を行う上で重要となる。そのため、補完策の終了時期についても、「(3)今後のフォローアップ」に記載されている通り、今後も委員会・「利用者保護WG」において関係者と協議のうえ、利用者団体・企業からの意見聴取等を通じて確認していただけることを希望する。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国警備業協会】</p>	
<p>意見5—8 他事業者との一層の連携についての具体的方向性(考え方)に賛同。</p>	<p>考え方5—8</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b>  31 頁  5. 2 INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応  5. 2. 2 具体的方向性(考え方)  (1) INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応  ③ 他事業者との一層の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他事業者との連携や十分な協議を行い、INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う他事業者及びそのサービス利用者への影響の有無を確認し、影響が有る場合には、その発生時期と内容について可能な限り早期に整理・周知を図ること<sup>47</sup>。</li> </ul> <p>※47 第 32 回委員会(2017 年6月2日)において、NTTからは「他事業者が提供しているISDN回線(直収回線)発NTT東西の「固定電話」着をIP-POI経由に切り替えることが可能となる 2023 年初頭以降、</p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。  なお、二次答申(案)では、INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応について、NTTが、一次答申で示された留意点に加え、更に留意すべき点として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他事業者との一層の連携について、「他事業者との連携や十分な協議を行い、INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う他事業者及びそのサービス利用者への影響の有無を確認し、影響が有る場合には、その発生時期と内容について可能な限り早期に整理・周知を図ること」等を掲げている。</li> </ul>

<p>事業者間でお互いにIP網を経由する接続となるため、現状のISDNデジタル通信モードよりは遅延が発生する等、品質面の影響が生じることも想定されますが、今後、他事業者のISDNデジタル通信モードの相互接続について、IP-IP接続への移行の有無・接続方法等を伺いながら、事業者間でしっかり協議して調整していく考え」である旨の考え方等が示されている(第32回委員会(2017年6月2日)NTT提出資料「移行工程・スケジュールに関するご質問への回答」P. 21(本答申P. 117上段)参照)。</p> <p><b>【意見内容】</b> 上記の具体的方向性(考え方)に賛同致します。 利用者が移行対応スケジュールを策定するためには、正しくIP化による影響の内容や影響が発生する時期を理解する必要があるため、影響の有無、その発生時期を早急に整理・周知を図ることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【一般社団法人電子情報技術産業協会ECセンター】</b></p>	<p>NTTにおいては、これらの点について、引き続き丁寧な対応を行っていくことが必要である。</p>
<p>意見5-9 INSネット(デジタル通信モード)と同様の用途での利用が認められる「音声通信を用いたデータの送受信」に関して、二次答申(案)の具体的方向性(考え方)に賛同。</p>	<p>考え方5-9</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b> 32頁 5.2 INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応 5.2.2 具体的方向性(考え方) (2) その他 INSネット(デジタル通信モード)と同様の用途での利用が認められる「音声通信を用いたデータの送受信」に関して、NTTにおいては、検証環境の構築・提供、検証結果に係る情報開示等について、関係者の要望・意見を踏まえつつ、可能な限り早期に対応していくことが求められる。</p> <p><b>【意見内容】</b> 上記の具体的方向性(考え方)に賛同致します。 「音声通信を用いたデータの送受信」によりEDIを行っている利用者も多く存在しているため、IP化に伴う影響(遅延の有無及び要因)の情報開示や検証環境の提供をNTT殿に実施頂く必要がある、と考えています。</p> <p style="text-align: right;"><b>【一般社団法人電子情報技術産業協会ECセンター】</b></p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。 なお、二次答申(案)では、INSネット(デジタル通信モード)と同様の用途での利用が認められる「音声通信を用いたデータの送受信」について、「NTTにおいては、検証環境の構築・提供、検証結果に係る情報開示等について、関係者の要望・意見を踏まえつつ、可能な限り早期に対応していくことが求められる」ことを掲げており、NTTにおいては、この点について丁寧な対応を行っていくことが必要である。</p>
<p>意見5-10 INSネット(デジタル通信モード)の廃止時期が、当初NTTが表明していた2020年度後半から2024年初頭に後ろ倒しされたことは評価。補完策(メタルIP電話上のデータ通信)に関する検証結果等についても、継続的に十分な情報提供が行われることを期待。</p>	<p>考え方5-10</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b> 31頁</p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。 なお、二次答申(案)では、INSネット(デジタル</p>

<p>5. 2 INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応</p> <p>5. 2. 2 具体的方向性(考え方)</p> <p>(1) INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応</p> <p>② 補完策に係る一層の情報開示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補完策の検証を通じて確認されたデータについては、関係者の調整を経た上で、可能な限り詳細かつ早期に公表すること。</li> <li>補完策への移行に伴う設備切替えの方法・手順や切替期間における障害発生時の対応について、可能な限り早期に公表すること。</li> </ul> <p>【意見内容】</p> <p>INSネット(デジタル通信モード)の廃止時期が、当初NTTが表明していた2020年度後半から2024年初頭に後ろ倒しされたことは評価できます。補完策(メタルIP電話上のデータ通信)に関する検証結果等についても、継続的に十分な情報提供が行われることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>通信モード)の終了に伴う対応について、NTTが、一次答申で示された留意点に加え、更に留意すべき点として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補完策に係る一層の情報開示について「補完策の検証を通じて確認されたデータについては、関係者の調整を経た上で、可能な限り詳細かつ早期に公表すること」等を掲げている。</li> </ul> <p>NTTにおいてはこれらの点について、引き続き丁寧な対応を行っていくことが必要である。</p>
<p>意見5-11 二次答申(案)の内容・方向性については賛同。同答申(案)とりまとめ以降についても、電話網移行円滑化委員会・利用者保護WG等の継続的な活動を行って頂きたい。</p>	<p>考え方5-11</p>
<p>【意見箇所】</p> <p>5. 2. 1 一次答申を踏まえた課題・検討状況</p> <p>5. 2. 2 具体的方向性(考え方)</p> <p>【意見内容】</p> <p>二次答申案の、上記箇所に示されている内容・方向性については、賛同致します。</p> <p>5. 2. 2で示されている各留意点に関して、考慮頂きたい点につきまして以下に記載させていただきます。</p> <p>(1) 方向性及びNTT東西提示の代替案について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般社団法人 情報サービス産業協会(JISA) EDIタスクフォースでは平成28年10月に「INSネットデジタル通信モード終了によるEDIへの影響と対策 V1.1.2」を公表し、PSTN(公衆交換電話網)からIP網への移行の全般的な考え方は、正しい方向性であるとしています。</li> </ul> <p>(ご参照: <a href="http://www.jisa.or.jp/publication/tabid/272/pdid/EDI_report/Default.aspx">http://www.jisa.or.jp/publication/tabid/272/pdid/EDI_report/Default.aspx</a>)</p> <p>従いまして、INSネット(デジタル通信モード)を使用している現行EDIは、他の代替手段に移行を行う必要がありますが、NTT東西提供の代替案(データコネクト等)では、EDI用途(汎用性や複数企業間の相互接続が</p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>二次答申(案)では、INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応について、NTTが一次答申で示された留意点に加え、更に留意すべき点を整理するとともに、INSネット(デジタル通信モード)と同様の用途での利用が認められる「音声通信を用いたデータの送受信」について、「NTTにおいては、検証環境の構築・提供、検証結果に係る情報開示等について、関係者の要望・意見を踏まえつつ、可能な限り早期に対応していくことが求められる」ことを掲げており、NTTにおいては、御意見に示された点も考慮に入れつつ、これらの点について丁寧な対応を行っていくことが必要である。</p>

必要)では適さないため、グローバルで主流になりつつあるインターネットEDIへの移行を行うべきだと考えます。

#### (2) INSネット(デジタル通信モード)サービス終了時期の後ろ倒しと補完策に関わる情報開示について

- ・ 利用者全ての他の代替手段への移行が完了するまで長期間を要するため、十分な移行期間(5~10年程度)を設ける必要があり、INSネット(デジタル通信モード)サービス終了の後ろ倒しと補完策のセットで検討を進める必要があると考えます。

よって、今回の二次答申でのINSネット(デジタル通信モード)サービス終了時期の2024年1月への後ろ倒しの方針と同時期の補完策開始の方針については歓迎致します。

- ・ 但し、補完策はNTT東西提供の検証環境でのJISA(EDIタスクフォース)テスト結果により、IP化によるデータ伝送遅延(状況にもよりますが、現行のINS利用と比較して1.2~3.0倍程度)が発生することが判っており、補完策(メタルIP電話上のデータ通信)はインターネットEDI等への移行がINSネット(デジタル通信モード)の終了時期までに完了しなかった場合の期間限定の「救済策」の位置づけとすべきと考えます。

(JISAの補完策検証環境テスト結果については、NTT東西のホームページにて公表しています)

NTT東:<http://web116.jp/phone/testbed/results.html>

NTT西:<http://www.NTT-west.co.jp/denwa/testbed/result.html> )

- ・ 各業界団体や企業にて、インターネットEDIへの移行を円滑に進めるためには、上記「補完策」の特性(データ遅延)を理解し、位置づけを判断した上で移行計画を立てる必要があり、NTT東西より「INSネット(デジタル通信モード)の終了時期」及び「補完策」の内容(特性や課題等)を早期に正式発表すべきと考えます。

また、「補完策(メタルIP電話上のデータ通信)」は、期間限定の「救済策」の観点から、NTT東西より提供終了時期も同時期に発表すべきだと考えます。

#### (3) 音声通信を用いたデータの送受信について

- ・ IP網移行により、従来の音声通信を用いたデータの送受信(INSネットの通話モード及び加入電話)は共に「メタルIP電話(音声通信)を用いたデータの送受信」に移行する形になりますが、IP変換遅延による伝送遅延が補完策同様に発生する可能性が高く、「メタルIP電話(音声通信)を用いたデータの送受信」に関しても早期のオープンな検証環境が必要と考えます。

#### (4) 事前または並行検証環境の必要性について

- ・ PSTNからIP網への移行はNTT局(NTTコアネットワーク内)で実施されるため、移行時に移行対象局の利用者側で想定外の障害(接続障害や想定以上の伝送遅延)が発生した場合、利用者側にて対応することが困難です。

従いまして、(音声通信、補完策とも)商用環境と同等の事前の検証環境や並行運用環境が必要と考えます。

<p>(5)他事業者との連携について NTT東西以外の事業者について、以下が未だ不明確であり早期な調整と公表が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他事業者が提供している ISDN に関するサービスの取り扱い</li> <li>・ 他の事業者の補完策提供の有無</li> <li>・ EDIに必要な周辺サービス(NTTコミュニケーションズ株式会社提供のフリーダイヤルやナビダイヤル等)の補完策での提供の有無</li> <li>・ 他事業者発「固定電話」着のIP接続に関しては、2024 年より前(2023 年初頭)から準備のできた他事業者から順次スタートとなっている(6月 2 日第 32 回電話網移行円滑化委員会資料 32-4 P32)が、その際の、他事業者経由でEDIを行っている利用者の伝送遅延等の影響の有無 等々</li> </ul> <p>(6)今後のフォローアップについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PSTNのIP網移行完了は 2025 年まで長期に渡るため、現在の課題対応の進捗管理や新たな課題発生時の継続的な検討調整の場が必要と考えます。</li> </ul> <p>従いまして、二次答申以降につきましても、貴省におかれましては、電話網移行円滑化委員会・利用者保護WG等の継続的な活動を行って頂きたく宜しくお願い致します。</p> <p>JISA(EDI タスクフォース)と致しましても、貴省、NTT東西、関連団体等と連携を図りながら、継続して広報活動や技術検証活動等を推進する所存です。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人情報サービス産業協会】</p>	
<p>意見5-12 INSネット(デジタル通信モード)の終了時期について、当初表明していた 2020 年度後半から 2024 年初頭に後ろ倒す意向が示されたことについては歓迎。</p>	<p>考え方5-12</p>
<p>【意見対象箇所】 30 頁 5. 2 INSネットの終了に伴う対応</p> <p>【意見内容】 ラジオ局が本マイグレーションの対応に要するリードタイムを考慮すると、INSネット(デジタル通信モード)の終了時期について、当初表明していた 2020 年度後半から 2024 年初頭に後ろ倒す意向が示されたことについては歓迎する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エフエム東京】</p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。 サービスの終了は、その利用者の対応の便宜に最大限に配慮した形で進められるべきであり、サービス終了時期についてもその中で具体的に設定される必要がある。</p>

<p><b>【意見対象箇所】</b> 30～31 頁 5. 2 INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応 5. 2. 1 一次答申を踏まえた課題・検討状況</p> <p><b>【意見内容】</b> INSネット(デジタル通信モード)の終了時期について、当初表明していた 2020 年度後半から 2024 年初頭に先送りすることに関し、ラジオ局が本件対応に要するリードタイムが拡張されたことについては歓迎する。</p> <p style="text-align: right;"><b>【株式会社エフエム大阪】</b></p>	
<p>意見5-13 二次答申(案)で、INSネット(デジタル通信モード)の補完策・代替案について引き続き調整を進めることと、必要に応じて事業者等からの意見聴取を行いつつフォローアップを行うことが示されたことは高く評価。</p>	<p>考え方5-13</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b> 31 頁 5. 2. 2 具体的方向性(考え方) (1) INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応 NTTは、一次答申で示された留意点に加え、更に以下の点に留意して、引き続き調整を進めることが必要である。</p> <p>(3) 今後のフォローアップ 一次答申で示された点に加えて、上記(1)及び(2)の点に係る取組の進捗状況については、今後も委員会・「利用者保護WG」において、NTTからの定期的な報告や各利用団体・企業からの意見聴取等を通じて、随時確認していくことが適当である。</p> <p><b>【意見内容】</b> INSネット(デジタル通信モード)の補完策、代替策については、技術面及びサービス面での課題があり、今後も引き続き利用者が円滑に移行を行えるような検討を継続することが望まれている。 本答申で、引き続き調整を進めることと、必要に応じて事業者等からの意見聴取を行いつつフォローアップを行う事が示されたことは高く評価する。</p> <p style="text-align: right;"><b>【朝日放送株式会社】</b></p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。 なお、一次答申では、INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応について、NTTが留意すべき点として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代替案等の提供条件の検証について「各代替案が有する品質・コスト等の課題に対し、継続的に、利用者からのニーズを踏まえた改善案の検討を行い随時改善を図ること」</li> </ul> <p>等を掲げている。 NTTにおいては、これらの点を踏まえ、引き続き丁寧な対応を行っていくことが必要であり、今後も電話網移行円滑化委員会・「利用者保護WG」において、NTTからの定期的な報告や各理容団体・企業からの意見聴取等を通じて、随時確認していくことが適当である。</p>

<p>意見5-14 二次答申(案)に示された代替案への移行促進に向けた対応についての方向性(考え方)に賛同。NTTには、「回線設置場所の管理者あるいは施設管理組織担当者」に対しても、「固定電話網のIP網への円滑な移行」に関しての周知を積極的に行っていただき、建物の恒久設備としての「光回線敷設に対応した館内配線設備」の導入を促していただくことを要望。</p>	<p>考え方5-14</p>
<p>【意見対象箇所】 31頁 5.2 INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応 5.2.2 具体的方向性(考え方) (1) INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応 NTTは、一次答申で示された留意点に加え、更に以下の点に留意して、引き続き調整を進める必要がある。 ① 代替案への移行促進に向けた対応 ・ 関係者からの意見・要望を踏まえ、代替サービス(他事業者の提供サービスを含む。)への移行促進に向けた協力を継続的に実施すること。</p> <p>【意見内容】 対象箇所の方向性(考え方)について、賛同いたします。 現在、当社においては、固定電話網のIP網への移行に伴うINSネット(デジタル通信モード)終了への対応として、可能なところから光回線への切り替えのための作業を進めているところです。 その中で直面する問題として、 ・ 対象の回線設置場所の管理者あるいは施設管理組織担当者が、本件に関する情報を全く持ち合わせていないため、我々利用者(回線申請者)が直接先方担当者にIP網移行の経緯を説明し理解を求めなければならない。 ・ 設置場所の館内配線設備が光回線敷設に未対応である場合、我々利用者が費用負担して配管設備設置工事を行い、利用終了後は(残しておけば再利用可能な配管設備であっても)撤去～原状回復しなければならない。 という点が挙げられます。 将来に向けた電話網の移行においては、できるだけ光回線を利用したIP網への移行を目指す必要があると考えますが、これを実現するためには建物内の館内配線設備が光回線敷設に対応していることが必須となります。さらには、現段階から光回線対応館内配線設備を備えた建物を増やしていくことが、INSネット(デジタル通信モード)終了に向けた代替サービスへの移行の促進にも繋がるものと考えます。 そのような観点から、NTT殿には、上記「回線設置場所の管理者あるいは施設管理組織担当者」に対しても、「固定電話網のIP網への移行」に関しての周知を積極的に行って頂き、建物の恒久設備としての「光回線敷設に対応した館内配線設備」の導入を促して頂くことを要望いたします。(特に自治体が管理する公共の施設、建物については、国と連携して上記設備の導入を図って頂きたいと考えます。)</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ニッポン放送】</p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。 なお、一次答申では、INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応について、NTTが留意すべき点として、 ・ 周知・移行促進に向けた対応について、「利用者に加え、関係団体・企業等を含む利用者以外の者への一般的な周知を実施すること」等を掲げている。 NTTにおいても、これらの点について、御意見にある「回線設置場所の管理者あるいは施設管理組織担当者」への周知を含め、二次答申(案)において更に留意すべきとされた点とあわせて、丁寧な対応を行っていく必要がある。</p>

<p><b>【意見対象箇所】</b>  31 頁  5. 2 INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応  5. 2. 2 具体的方向性(考え方)  (1) INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応  NTTは、一次答申で示された留意点に加え、更に以下の点に留意して、引き続き調整を進めることが必要である。</p> <p>①代替案への移行促進に向けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係者からの意見・要望を踏まえ、代替サービス(他事業者の提供サービスを含む。)への移行促進に向けた協力を継続的に実施すること。</li> </ul> <p>②補完策に係る一層の情報開示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補完策の検証を通じて確認されたデータについては、関係者の調整を経た上で、可能な限り詳細かつ早期に公表すること。</li> <li>・ 補完策への移行に伴う設備切替えの方法・手順や切替期間における障害発生時の対応について、可能な限り早期に公表すること。</li> </ul> <p><b>【意見内容】</b>  対象箇所の具体的方向性(考え方)について、賛同いたします。  INSネット(デジタル通信モード)終了に向け、当社では光回線を利用したIP網への移行を開始しておりますが、接続先が既設建物、施設の場合において光配線設備等が不十分で、光回線が利用できない場合があります。  INSネット(デジタル通信モード)終了に向けた代替サービスへの移行の促進のためにも建築物所有者、施設管理者等への光配線設備に関する周知をNTT殿に要望いたします。  また新たに建設される建物、施設等につきましても、設計段階から光回線の館内敷設に対応するよう、建築主、設計者等関係者への周知をNTT殿に要望いたします。</p> <p style="text-align: right;"><b>【株式会社文化放送】</b></p>	
<p>意見5-15 二次答申(案)に示された補完策に係る一層の情報開示の方向性(考え方)について賛同。</p>	<p>考え方5-15</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b>  31 頁  5. 2 INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応  5. 2. 2 具体的方向性(考え方)  (1) INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応  NTTは、一次答申で示された留意点に加え、更に以下の点に留意して、引き続き調整を進めることが必要である。</p> <p>② 補完策に係る一層の情報開示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補完策の検証を通じて確認されたデータについては、関係者の調整を経た上で、可能な限り詳細かつ早期に公表すること。</li> </ul>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>

<p>・補完策への移行に伴う設備切替えの方法・手順や切替期間における障害発生時の対応について、可能な限り早期に公表すること。</p> <p>【意見内容】 対象箇所の方向性(考え方)について、賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ニッポン放送】</p>	
<p>意見5-16 二次答申(案)の方向性(考え方)に賛同。NTT が想定している代替策の一つとして「モバイル回線を利用したサービス」とあるが、NTT においては携帯電話事業者とも会社の垣根を越えて連携し、十分なサービス検討を行うことを改めて要望。</p>	<p>考え方5-16</p>
<p>【意見対象箇所】 31 頁 5. 2 INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応 5. 2. 2 具体的方向性(考え方) (1) INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応 NTTは、一次答申で示された留意点に加え、更に以下の点に留意して、引き続き調整を進めることが必要である。</p> <p>③ 他事業者との一層の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他事業者との連携や十分な協議を行い、INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う他事業者及びそのサービス利用者への影響の有無を確認し、影響が有る場合には、その発生時期と内容について可能な限り早期に整理・周知を図ること47。</li> </ul> <p>【意見内容】 対象箇所の方向性(考え方)に賛同いたします。 NTT殿が想定している代替策の一つとして「モバイル回線を利用したサービス」とありますが、NTT殿においては携帯電話事業者様とも会社の垣根を越えて連携し、十分なサービス検討を行って頂くことを改めて要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ニッポン放送】</p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。 なお、二次答申(案)では、INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応について、NTTが、一次答申で示された留意点に加え、更に留意すべき点として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替案への移行促進に向けた対応について、「関係者からの意見・要望を踏まえ、代替サービス(他事業者の提供サービスを含む。)への移行促進に向けた協力を継続的に実施すること」</li> <li>・他事業者との一層の連携について、「他事業者との連携や十分な協議を行い、INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う他事業者及びそのサービス利用者への影響の有無を確認し、影響が有る場合には、その発生時期と内容について可能な限り早期に整理・周知を図ること」等を掲げている。</li> </ul> <p>NTTにおいては、これらの点について、引き続き丁寧に調整を進めることが必要である。</p>
<p>【意見対象箇所】 31 頁 5. 2 INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応 5. 2. 2 具体的方向性(考え方) (1) INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応 NTTは、一次答申で示された留意点に加え、更に以下の点に留意して、引き続き調整を進めることが必要である。</p>	

<p>③ 他事業者との一層の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他事業者との連携や十分な協議を行い、INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う他事業者及びそのサービス利用者への影響の有無を確認し、影響が有る場合には、その発生時期と内容について可能な限り早期に整理・周知を図ること。</li> </ul> <p>【意見内容】</p> <p>対象箇所の具体的方向性(考え方)に賛同いたします。</p> <p>携帯電話事業者様とも連携し、無線、モバイル通信を活用した十分なサービス検討を行って頂くことも要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社文化放送】</p>	
<p>意見5-17 二次答申(案)に示されたサービス移行前における事前検証の実施についての具体的方向性に賛同。今後も事前検証等でNTTに協力し、円滑なサービス移行を目指したい。</p>	<p>考え方5-17</p>
<p>【意見対象箇所】</p> <p>31～32 頁</p> <p>5. 2 INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応</p> <p>5. 2. 2 具体的方向性(考え方)</p> <p>(1) INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応</p> <p>NTTは、一次答申で示された留意点に加え、更に以下の点に留意して、引き続き調整を進めることが必要である。</p> <p>④ サービス移行前における事前検証の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在実施されている検証の結果と同等の性能や信頼性を実運用後も十分に確保する観点から、サービス移行前において、希望する関係者が、可能な限り実環境に近い環境下で検証を行うことができるよう検討・調整を進めること。</li> </ul> <p>この他、今後具体的対応を進める過程で、当初想定していなかった意見・要望が利用者から示された場合にも丁寧に対応することが求められる。</p> <p>【意見内容】</p> <p>対象箇所の具体的方向性(考え方)に賛同いたします。</p> <p>今後も事前検証等でNTT殿に協力し、円滑なサービス移行を目指したいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社文化放送】</p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>【意見対象箇所】</p> <p>31～32 頁</p> <p>5. 2 INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応</p>	

<p>5. 2. 2 具体的方向性(考え方)  (1) INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応  NTTは、一次答申で示された留意点に加え、更に以下の点に留意して、引き続き調整を進めることが必要である。</p> <p>④ サービス移行前における事前検証の実施  ・ 現在実施されている検証の結果と同等の性能や信頼性を実運用後も十分に確保する観点から、サービス移行前において、希望する関係者が、可能な限り実環境に近い環境下で検証を行うことができるよう検討・調整を進めること。  この他、今後具体的対応を進める過程で、当初想定していなかった意見・要望が利用者から示された場合にも丁寧に対応することが求められる。</p> <p><b>【意見内容】</b>  対象箇所の方向性(考え方)に賛同いたします。  これまでと同様、NTT殿と連携、協力して検証を継続していくことで、円滑なサービス移行を目指したいと考えております。</p> <p style="text-align: right;"><b>【株式会社ニッポン放送】</b></p>	
<p>意見5-18 二次答申(案)に示されたINSネット(デジタル通信モード)の終了に関する今後のフォローアップについての方向性(考え方)に賛同。</p>	<p>考え方5-18</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b>  32 頁  5. 2 INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応  5. 2. 2 具体的方向性(考え方)  (3) 今後のフォローアップ  一次答申で示された点に加えて、上記(1)及び(2)の点に係る取組の進捗状況については、今後も委員会・「利用者保護WG」において、NTTからの定期的な報告や各利用団体・企業からの意見聴取等を通じて、随時確認していくことが適当である。</p> <p><b>【意見内容】</b>  対象箇所の方向性(考え方)に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;"><b>【株式会社ニッポン放送】</b></p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>

<p>意見5-19 IP網移行後においても携帯電話からの119番通報の転送時におけるUUIフォーマットの統一仕様に基づく転送は可能か。音声通信を用いたデータの送受信として現在転送されているデータの他に、位置情報のデータを加えることはできないか。</p>	<p>考え方5-19</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b> 32頁 5.2 INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応 5.2.2 具体的方向性(考え方) (2)その他 INSネット(デジタル通信モード)と同様の用途での利用が認められる「音声通信を用いたデータの送受信」に関しても、NTTにおいては、検証環境の構築・提供、検証結果に係る情報開示等について、関係者の要望・意見を踏まえつつ、可能な限り早期に対応していくことが求められる。</p> <p><b>【意見内容】</b> 平成16年11月26日消防庁防災情報室事務連絡「携帯電話からの119番通報の転送時におけるUUIフォーマットの統一仕様について」において、ユーザ・ユーザ情報(UUI)サービスを用いて119番通報呼と同時に発信者番号なども転送するフォーマットの統一仕様が決定された。 IP網移行後は、上記の転送方法は可能であるか。 また、「音声通信を用いたデータの送受信」として、現在転送されているデータである通信事業者情報、発番号情報で取得した番号情報の他に、位置情報のデータを転送する方法はできないか。</p> <p>※(事務局注) 本事務連絡の内容については、非公開の取扱いを前提として意見提出が行われているので非公開といたします。</p> <p style="text-align: right;"><b>【朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部】</b></p>	<p>NTTによれば、PSTNからIP網への移行後においても、INSネット(通話モード)の基本的な音声サービスについては、メタルIP電話により維持されるとされている。</p> <p>その上で、御意見のような緊急通報指令台における音声通信を用いたデータの送受信方法の詳細については、事務連絡の発元である消防機関とNTTにおいて協議を行うことが適当である。</p>
<p>意見5-20 音声通信を用いたデータの送受信(FAXの利用など)について、NTTから十分な情報提供がなされることを期待。</p>	<p>考え方5-20</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b> 32頁 5.2 INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応 5.2.2 具体的方向性(考え方) (2)その他 INSネット(デジタル通信モード)と同様の用途での利用が認められる「音声通信を用いたデータの送受信」に関しても、NTTにおいては、検証環境の構築・提供、検証結果に係る情報開示等について、関係者の要望・意見を踏まえつつ、可能な限り早期に対応していくことが求められる。</p> <p><b>【意見内容】</b> 音声通信を用いたデータの送受信(FAXの利用など)は、現状ではまだ使われているケースがあり、将来的にも</p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。 二次答申(案)では、INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う対応について、NTTが一次答申で示された留意点に加え、更に留意すべき点を整理するとともに、INSネット(デジタル通信モード)と同様の用途での利用が認められる「音声通信を用いたデータの送受信」について、「NTTにおいては、検証環境の構築・提供、検証結果に係る情報開示等について、関係者の要望・意見を踏まえつつ、可能な限り早期に対応していくことが求められる」ことを掲げており、NTTにおいては、これらの点について丁</p>

<p>一定程度は残っていくと考えられます。答申案にもあるように、NTTから十分な情報提供がなされることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>寧な対応を行っていくことが必要である。</p>
<p>意見5-21 NTT東日本・西日本がマイラインを廃止し、「メタルIP電話の通話サービス卸」等に移行する場合には、その起因者である同社がその移行費用を原則負担すべきであり、利用者への周知方法や移行費用負担といった課題整理を早急に実施することが必要。</p>	<p>考え方5-21</p>
<p>【意見対象箇所】 33～36 頁 5.3 マイライン機能の扱い</p> <p>これまでマイラインの制度により担保されてきた事業者間での通話に用いる電話番号の桁数の同等性の確保は、IP網への移行後は、NGNの優先パケット識別機能等を用いたサービス提供において番号ポータビリティを行うことで可能となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「メタルIP電話の通話サービス卸」の提供条件について、総務省で検証を行い、その提供が現実的と認められる場合には、マイラインサービスのための制度の廃止手続きに入ることが適当。</li> <li>・周知の方法や費用負担の在り方については、利用者への効率的、効果的な周知と円滑な移行を促す観点から、事業者間でさらに検討を行うことが必要。</li> </ul> <p>【意見内容】</p> <p>NTT東西殿提案による卸サービスを活用する案は、マイラインにより実現していた事業者間競争が有効に働かなくなることとなり、既存顧客の維持の観点からは必ずしも望ましいとは考えていません。しかしながら、マイライン機能の維持が困難との判断によりNTT東西殿案のマイラインを廃止し、卸等に移行する場合には、その起因者であるNTT東西殿がその移行費用を原則負担すべきと考えており、利用者への周知方法や移行費用負担といった課題整理を早急に実施する必要があると認識しており、関係事業者間で協議を進めてまいります。なお、利用者への周知はNTT東西殿の契約移行周知と併せて実施することにより可能な限り最小限とし、利用者の混乱を生じさせないことが必要と考えます。また、その際、卸の場合の提供料金は、利用事業者の事業継続性を考慮した上で、公平性と透明性を確保し、適切に算定されることを望みます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>マイラインの廃止を行う場合には、これに伴うサービス移行に当たり、利用者への効果的・効率的な周知がなされるよう、関係事業者において取り組まれる必要がある。</p> <p>メタルIP電話の通話サービス卸の提供条件については、総務省において検討を行い、これによってマイライン代替サービスの提供が現実的と認められる場合に、マイラインの廃止のための制度対応が行われることが適当である。一定のサービスが廃止される際に、その廃止・移行に係る取組をあらかじめ行政が確認し、整理・公表するためのルールにかからしめ、事前の情報提供が図られることが適当である。</p> <p>上記ルールに基づき、総務省において予め確認、整理・公表する場合には、他事業者による安定的な利用を可能とするため透明性・適正性・公平性を確保することが事業者間協議において課題として認識されている点も踏まえた対応を行う必要がある。</p>
<p>意見5-22 利用者への周知については、周知すべき具体的内容を精査した上で、方法・時期・費用負担の在り方等について事業者間協議を積極的に行う。なお、周知に係る費用については、原則NTT東日本・西日本が負担すべき。</p>	<p>考え方5-22</p>
<p>【意見対象箇所】 36 頁</p>	<p>マイラインのサービス移行に関する利用者への周知については、考え方5-21 のとおり。</p>

<p>5. 3 マイライン機能の扱い 5. 3. 2 具体的方向性(考え方) また、その他必要な周知方法(新聞広告、コールセンター等)及びその費用負担の在り方については、利用者への効果的・効率的な周知と円滑な移行を促す観点から事業者間で更に検討を行う必要がある。</p> <p>【意見内容】 当社は、周知すべき具体的内容を精査したうえで、必要な周知方法や時期、その他費用負担の在り方等に関して事業者間協議に積極的に取り組んでいく考えです。 なお、マイラインサービスの廃止は、NTT東・西の固定電話ネットワークのIP化に起因するものであることから、マイラインサービスを廃止することや代替サービスへの移行に係る手続き等の周知に係る費用は原則NTT東・西が負担すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	
<p>意見5-23 二次答申(案)において、マイライン制度の廃止手続に入るとする整理がなされたことは適切。「メタルIP電話の通話サービス卸」について、今後、より具体的な料金体系・水準等を事業者情報提供するとともに、利用者への周知方法等については、効果的・効率的な周知と円滑な移行を促す観点から、事業者間での協議を進めていく。</p>	<p>考え方5-23</p>
<p>【意見対象箇所】 35～36 頁 5. 3 マイライン機能の扱い 5. 3. 2 具体的方向性(考え方) ～(中略)～</p> <p>委員会においては、マイライン登録数が年々減少していることを考慮すべきという点及びIP網への移行に伴い距離に依存しない料金体系が一般的となると想定される点を踏まえ、IP網への移行後もマイラインを維持することは合理的ではなく、メタルIP電話の通話サービス卸を活用して提供する通話サービスへ移行することが適当ではないかとの指摘がなされた。</p> <p>他方で、案①を採用するとした場合、現在のマイライン利用者への電話の提供条件が、通話サービス卸の提供条件に大きく影響されることとなる点に留意する必要がある。</p> <p>実際、マイラインの代替サービスを提供するものとしてNTTから提案されているメタルIP電話の通話サービス卸については、事業者間協議において、他事業者による安定的な利用を可能とするため透明性・適正性・公正性を確保することが課題として認識された。</p> <p>これについては、メタルIP電話の通話サービス卸の提供条件について、総務省において検証を行い、これによってマイライン代替サービスの提供が現実的と認められる場合には、これによるマイラインサービスからの代替を進めることとし、マイラインサービスのための制度の廃止手続に入ることが適当と考えられる。</p> <p>～(中略)～</p> <p>また、その他必要な周知方法(新聞広告、コールセンター等)及びその費用負担の在り方については、利用者への効果的・効率的な周知と円滑な移行を促す観点から事業者間で更に検討を行う必要がある。</p>	<p>マイライン制度については、メタルIP電話の通話サービス卸の提供条件に関して総務省が検証を行い、これによるマイライン代替サービスの提供が現実的と認められる場合に、廃止手続に入ることが適当である。</p> <p>また、利用者及び事業者の予見可能性等を確実に担保する観点から、一定のサービスが廃止される際に、その廃止・移行に係る取組をあらかじめ行政が確認し、整理・公表するためのルールにかからしめ、事前の情報提供が図られることが適当である。</p> <p>マイラインのサービス移行に関する利用者への周知については、考え方5-21 のとおり。</p>

<p><b>【意見内容】</b>          固定電話市場は直収／IP電話の間の競争(回線契約を含めた競争)に移行していることに加え、IP網への移行に伴い距離に依存しない料金体系が主流となること等を踏まえると、二次答申(案)において、マイライン制度の廃止手続きに入るとする整理がなされたことは適切であると考えます。          当社は、マイラインの代替サービスとして提案している「メタルIP電話の通話サービス卸」について、今後、より具体的な料金体系・水準等を事業者へ情報提供するとともに、マイラインのサービス移行に関する利用者への周知方法等について、利用者への効果的・効率的な周知と円滑な移行を促す観点から、事業者間での協議を進めていく考えです。</p> <p style="text-align: right;"><b>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</b></p>	
<p>意見5-24 公平性の観点から、IP網への移行後においても競争原理が働く仕組みを導入するよう、今後も検討を要望。</p>	<p>考え方5-24</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b>          36 頁          5. 3 マイライン機能の扱い          5. 3. 2 具体的方向性(考え方)</p> <p>NTTから提案されているメタルIP電話の通話サービス卸については、事業者間協議において、他事業者による安定的な利用を可能とするため透明性・適正性・公正性を確保することが課題として認識された。</p> <p>これについては、メタルIP電話の通話サービス卸の提供条件について、総務省において検証を行い、これによってマイライン代替サービスの提供が現実的と認められる場合には、これによるマイラインサービスからの代替を進めることとし、マイラインサービスのための制度の廃止手続きに入ることが適切と考えられる。</p> <p>また、その場合、利用者及び事業者の予見可能性やサービス選択可能性を確実に担保する観点から、メタルIP電話の通話サービス卸の料金・提供条件等について、「代替役務の提供状況や利用者の範囲等を踏まえ利用者利益の保護の必要性が高いと考えられるサービスに関し、その廃止・移行に係る取組を予め行政が確認し、整理・公表するためのルール」にかからしめ、事前の情報提供が図られるようにすることが適当である。</p> <p><b>【意見内容】</b>          公平性の観点から、マイラインについてはIP網移行後にサービス提供事業者が複数存在する等、競争原理が働く仕組みを導入されるよう、今後も検討していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【中部テレコミュニケーション株式会社】</b></p>	<p>これまでマイライン制度により担保されてきた電気通信事業者間での通話に用いる電話番号の桁数の同等性の確保は、IP網への移行後は、NGNの優先パケット識別機能等を用いたサービス提供において番号ポータビリティを行うことで可能となる。</p> <p>また、現在のマイライン利用者のIP網への移行についても、現在のマイライン利用者への電話の提供条件に影響を与える通話サービス卸の提供条件に関し一定の整理を図っている。</p> <p>こうした取組を含め、電話サービスの競争条件の確保がIP網への移行後もなされていくことが必要であり、。また、IP網への移行後も利用者及び事業者のサービス選択可能性が確実に担保されることが適当である。</p>

<p>意見5-25 NTT東日本・西日本はマイラインを廃止し、代替手段としての通話サービス卸へ移行する意向を表明しているが、仮にNTT東日本・西日本が通話サービス卸を提供する場合には、接続ルールと同等の規律を適用し、料金や提供条件の適正性・公平性・透明性を十分に確保すべき。</p>	<p>考え方5-25</p>
<p>【意見対象箇所】 36 頁 5. 3 マイライン機能の扱い 5. 3. 2 具体的方向性(考え方)</p> <p>また、その場合、利用者及び事業者の予見可能性やサービス選択可能性を確実に担保する観点から、メタルIP電話の通話サービス卸の料金・提供条件等について、「代替役務の提供状況や利用者の範囲等を踏まえ利用者利益の保護の必要性が高いと考えられるサービスに関し、その廃止・移行に係る取組を予め行政が確認し、整理・公表するためのルール」にかからしめ、事前の情報提供が図られるようにすることが適当である。</p> <p>【意見内容】</p> <p>公正な競争環境を確保し、利用者利益を保護する観点から、ボトルネック設備を保有するNTT東・西に対しては第一種指定電気通信設備制度をはじめとする累次の制度整備が行われてきました。この点を踏まえれば、NTT東・西が提供する第一種指定電気通信設備に係る事業者向けの役務の料金や提供条件については、本来はこれまで整備されてきた接続ルールと同等の規律(認可制、公表義務)を適用する必要があります。</p> <p>今回のPSTNのマイグレーションに際しても、NTT東・西はマイラインを廃止し、代替手段としての通話サービス卸へ移行する意向を表明していますが、通話サービス卸も第一種指定電気通信設備を用いて提供される事業者向け役務であることに変わりはなく、その提供条件次第で競争事業者を市場から排除することも可能です。そのため、仮にNTT東・西が通話サービス卸を提供する場合であっても、接続ルールと同等の規律を適用し、料金や提供条件の適正性・公平性・透明性を十分に確保すべきです。</p> <p>答申案においては、通話サービス卸に移行する場合の料金・提供条件について、「代替役務の提供状況や利用者の範囲等を踏まえ利用者利益の保護の必要性が高いと考えられるサービスに関し、その廃止・移行に係る取組を予め行政が確認し、整理・公表するためのルール」にかからしめ、事前の情報提供が図られるようにすることが適当」と記載されています。当該ルールを接続ルールと同等の実効性のあるものとするため、「全ての事業者が同一の条件で利用可能となっているか」、「各事業者が事業を継続でき、顧客基盤を維持できる料金水準となっているか」等を総務省が確認・審査し、併せて各事業者も事前に確認できるよう広く公表する、といった制度整備を行うべきと考えます。</p> <p>特に、総務省において通話サービス卸の料金・提供条件を予め確認・審査するにあたっては、接続ルールと同様に、料金の適正性の判断について、一定の基準、考え方を予め設ける必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>マイライン制度については、メタルIP電話の通話サービス卸の提供条件に関して総務省が検証を行い、これによるマイライン代替サービスの提供が現実的と認められる場合に、廃止手続に入ることが適当である。</p> <p>また、利用者及び事業者の予見可能性等を確実に担保する観点から、一定のサービスが廃止される際に、その廃止・移行に係る取組をあらかじめ行政が確認し、整理・公表するためのルールにかからしめ、事前の情報提供が図られることが適当である。</p> <p>メタルIP電話の通話サービス卸の提供条件について、上記ルールに基づき、総務省において予め確認、整理・公表する場合には、他事業者による安定的な利用を可能とするため透明性・適正性・公平性を確保することが事業者間協議において課題として認識されている点も踏まえた対応を行うことにより、当該ルールの実効性を確保することが適当である。</p>

<p>意見5-26 メタルIP電話の通話サービス卸の提供自体は否定しないが、競争状態を確保された上で、提供条件が適正であることが不可欠。また、利用者への周知については、事業者間で十分議論した上で実施することとし、その費用はNTT側のメタルIP電話への契約の切替えに係る周知の範囲内で負担されることが適当。</p>	<p>考え方5-26</p>
<p>【意見対象箇所】</p> <p>5.3.2 具体的方向性(考え方)</p> <p>実際、マイラインの代替サービスを提供するものとしてNTTから提案されているメタルIP電話の通話サービス卸については、事業者間協議において、他事業者による安定的な利用を可能とするため透明性・適正性・公正性を確保することが課題として認識された。</p> <p>(中略)その上で、マイラインのサービス移行に関する利用者への周知については、NTT東日本・西日本が今後行うメタル電話からメタルIP電話への移行に係る基本契約の扱いと同じタイミング・通知手段(例:NTTの周知文書を郵送する封筒にマイラインの周知文書も同封)で行うことにより、利用者が様々な事業者から何度も連絡を受けるといった負担の軽減を図るとともに、PSTNからIP網への移行に便乗した消費者被害を防止することが適当である。</p> <p>また、その他必要な周知方法(新聞広告、コールセンター等)及びその費用負担の在り方については、利用者への効果的・効率的な周知と円滑な移行を促す観点から事業者間で更に検討を行う必要がある。</p> <p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本答申案に示されているとおり、案①(メタルIP電話の通話サービス卸を代替とする案)自体を否定するものではありませんが、少なくともマイラインと同程度の競争状態を確保のうえ、切り替える必要があると考えており、そのためにも卸の提供条件が適正であることは欠かせないものと考えます。</li> <li>・ また、マイラインサービスを廃止する際のマイライン登録者に対する周知については、いつ・誰が・どのような周知をどこまで実施するかについて事業者間で十分に議論した上で実施することとし、当該費用についてはNTT側都合により代替サービスへ切り替わるところであることも踏まえて、NTT側のメタルIP電話への契約の切り替えに係る周知の範囲内ですべて負担されることが適当と考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【楽天コミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>マイライン制度については、メタルIP電話の通話サービス卸の提供条件に関して総務省が検証を行い、これによるマイライン代替サービスの提供が現実的と認められる場合に、廃止手続に入ることが適当と整理したものである。</p> <p>マイラインのサービス移行に関する利用者への周知については、考え方5-21 のとおり。</p>

## 6. 固定電話のIP網への円滑な移行に向けて(まとめ) 関係

<p>意見6-1 双方向番号ポータビリティについて、具体的な開始時期は決定していないと認識。現行の片方向番号ポータビリティの確実な移行を優先していただきたい。</p>	<p>考え方6-1</p>
<p>【意見対象箇所】 37 頁 図:設備移行に係る工程・スケジュール に記載「双方向番号ポータビリティの導入」について</p> <p>【意見内容】 双方向番号ポータビリティの開始時期は、事業者間協議上 2025 年 1 月の移行完了後からとなっており、具体的な開始時期は決定していない認識です。 具体的な開始時期については今後の事業者間協議にて決定することになると考えますが現行の片方向番号ポータビリティの確実な移行を優先することを希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【アルテリア・ネットワークス株式会社】</p>	<p>IP網において固定電話に係る競争基盤と利用者利便を確保するため、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」を早期に導入する必要があることが基本的な認識である。 その上で、「双方向番号ポータビリティ」の実現のためには、事業者網間のIP-IP接続にあわせて、ENUM方式に対応した「番号解決」の仕組みと番号移転に対応した「発番管理」の仕組みが全ての事業者において構築される必要があることを踏まえると、遅くともIP網への移行完了時(2025 年1月)には開始することが適当である。 これを前提に、事業者においては、二次答申(案)に示した課題についての検討・協議を速やかに進めていく必要がある。 総務省においては、引き続き事業者間協議を促進するとともに、事業者に対する実施の義務化を含め、「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入に必要な制度整備を行うことが適当である。</p>
<p>意見6-2 メタル回線の廃止について、各消防指令センターの指令システム更新時期に合わせた対応が可能かどうか、また、指令システムに改修の必要が生じる場合の費用負担について明確な記述を盛り込むべき。</p>	<p>考え方6-2</p>
<p>【意見対象箇所】 37 頁 「1. 固定電話網のIP網へ移行工程・スケジュール等」から「5. IP網への移行に関する諸課題への対応」までにおいて示した委員会の考え方を踏まえ、2024 年1月のメタル電話からメタルIP電話へのサービス移行(契約切替え)及び 2025 年1月のPSTNからIP網への設備移行完了に向けたサービス移行と設備移行に係る具体的な移行工程・スケジュールについて、下図のとおり整理した。</p> <p>【意見内容】 答申案には情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電話網移行円滑化委員会(第 29 回)配布資料 29-3 「NTT固定電話網のIP化に関する消防の対応状況」3頁「消防本部等から寄せられた主な意見(2)【メタル回線の廃止時期】」の内容に関する記述がなく、各消防指令センターの指令システム更新時期に合わせた対応が可</p>	<p>緊急通報指令台に係るメタルアクセス回線に関しては、NTTは、IP網への移行後(2025年1月以降)もこれを維持し、メタル收容装置をできるだけ長く使っていき考えを示しており、「メタルIP電話の終了時期については、メタル收容装置の故障の発生度合いや、保守物品の捻出可能性に影響するユーザ加入状況等、変動要素が多いため、現時点で具体的に示すことは困難である」との考えを示している。 この点に関しては、全国の消防機関も含めたサービスの利用者における予見可能性を確保する観点から、NTTにおいては、光IP電話への移行も視</p>

<p>能かどうか、また、指令システムに改修の必要が生じる場合、これに係る費用負担について明確な記述を盛り込むべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【盛岡地区広域消防組合】</p>	<p>野に入れ、メタルIP電話の終了時期についても可能な限り早期に確定・公表する必要があることを二次答申(案)で示している。</p> <p>これとあわせて、将来的にはメタルアクセス回線やメタル収容装置が維持限界を迎えることに備えて、NTTにおいては、緊急通報指令台におけるIP化や光回線への対応を進めることについて、全国の消防機関を含む緊急通報受理機関に対して、仕様の開示も含めて、十分に説明し、協議を速やかに進めていくことが適当である。</p>
<p>意見6-3 二次答申(案)の基本的な考え方に賛同。NTTグループは、移行に必要な詳細情報やIP-IP相接に検証環境の提供等円滑な移行を効率的に実施できるよう継続的に対応すべき。行政は、移行が円滑かつ効率的に実施できるよう、引き続き対応いただきたい。</p>	<p>考え方6-3</p>
<p>【意見対象箇所】 37～38 頁 〈NTTをはじめとする事業者による取組〉 今後も委員会を定期的に開催することとし、一次答申及び本答申に基づく取組が適切かつ着実に実施されているかについて、NTTから定期的な報告を求め、必要に応じて事業者等からの意見聴取を行いつつ、フォローアップを実施。 〈総務省による取組〉 以下の点を踏まえ、必要な制度整備に着手することが適当。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス移行との関係では、遅くとも 2021 年にはNTTにおけるメタルIP電話への移行に向けた準備、取組が本格化することから、その前に、移行等に係る取組についてあらかじめ行政が確認を行い整理、公表するためのルールを導入することが必要となること</li> <li>・ 設備移行との関係では、       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 2021 年から開始するIP-IP接続に対応した技術基準等の整備</li> <li>② IP-IP接続での発着信のための番号管理(ENUM 方式による番号解決等)の仕組みに対応した電気通信番号の適正な管理、利用を確保するための制度整備が必要となること</li> </ol> </li> </ul> <p>【意見内容】 基本的な考え方に賛同します。NTTグループ殿には、引き続き移行に必要な詳細情報やIP-IP相接に検証環境の提供等円滑な移行を効率的に実施できるよう継続的な対応を求めます。行政殿におかれましては移行が円滑かつ効率的に実施できるよう、引き続き適切なご対応をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>二次答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>総務省においては、事業者間協議の状況を注視し、必要な制度整備が時宜を得た形で行われるようにする必要がある。</p>

<p>意見6-4 二次答申(案)の考え方に賛同。円滑な移行の実現に向けた取組を着実に進めるために、「事業者間意識合わせの場」等に積極的に参加し、関係事業者と協力しながら真摯に対応を進めていく。総務省においては、「事業者間意識合わせの場」等の検討状況を注視し、必要な制度を整備いただきたい。</p>	<p>考え方6-4</p>
<p>【意見対象箇所】 38 頁</p> <p>NTTをはじめとする事業者においては、上記の具体的な移行工程・スケジュールを踏まえ、必要となる協議や取組を加速し、円滑な移行の実現に向けた取組を着実に進めることが求められる。</p> <p>また、上記の具体的な移行工程・スケジュールに基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス移行との関係では、遅くとも2021年にはマイラインの代替手段としてのメタルIP電話の通話サービス卸の料金・提供条件が確定するとともに、NTTにおけるメタルIP電話への移行に向けた準備・取組が本格化することから、その前に、十分な時間を確保した上で、移行等に係る取組についてあらかじめ行政が確認を行い整理・公表するためのルールを導入することが必要となること</li> <li>・ 設備移行との関係では、2021年から開始するIP-IP接続に対応した技術基準等の整備及びIP-IP接続での発着信のための番号管理(ENUM方式による番号解決等)の仕組みに対応した電気通信番号の適正な管理・利用を確保するための制度整備が必要となること</li> </ul> <p>を踏まえ、総務省においては、必要な制度整備に着手することが適当である。</p> <p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の考え方に賛同します。</li> <li>・ 当社といたしましても、円滑な移行の実現に向けた取組を着実に進めるために、関係事業者と協力しながら、「事業者間意識合わせの場」等において、移行に関する協議や取り組みを加速できるように真摯に対応を進めてまいります。</li> <li>・ 総務省におかれましては、「事業者間意識合わせの場」等の検討状況に注視していただき、必要に応じて技術基準を含めた適切な制度設計等を検討していただきたいと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>	<p>考え方6-3のとおり。</p>
<p>【意見対象箇所】 38 頁</p> <p>NTTをはじめとする事業者においては、上記の具体的な移行工程・スケジュールを踏まえ、必要となる協議や取組を加速し、円滑な移行の実現に向けた取組を着実に進めることが求められる。</p> <p>また、上記の具体的な移行工程・スケジュールに基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス移行との関係では、遅くとも2021年にはマイラインの代替手段としてのメタルIP電話の通話サービス卸の料金・提供条件が確定するとともに、NTTにおけるメタルIP電話への移行に向けた準備・取組が本格化することから、その前に、十分な時間を確保した上で、移行等に係る取組についてあらかじめ行政が確認を行い整理・公表するためのルールを導入することが必要となること</li> <li>・ 設備移行との関係では、2021年から開始するIP-IP接続に対応した技術基準等の整備及びIP-IP接続で</li> </ul>	

<p>の発着信のための番号管理(ENUM方式による番号解決等)の仕組みに対応した電気通信番号の適正な管理・利用を確保するための制度整備が必要となることを踏まえ、総務省においては、必要な制度整備に着手することが適当である。</p> <p><b>【意見内容】</b>          弊社としまして、円滑な移行の実現に向け、積極的に「事業者間意識合わせの場」等に参加し、議論や取組が加速するよう協力いたします。総務省殿においては、引き続き事業者間協議を注視し、必要な制度を整備いただくことを希望します。</p> <p style="text-align: right;"><b>【株式会社QTnet】</b></p>	
<p><b>【意見対象箇所】</b>          38 頁</p> <p>NTTをはじめとする事業者においては、上記の具体的な移行工程・スケジュールを踏まえ、必要となる協議や取組を加速し、円滑な移行の実現に向けた取組を着実に進めることが求められる。</p> <p><b>【意見内容】</b>          弊社は、答申案に示されたとおり、必要となる協議や取組を加速し、円滑な移行の実現に向けた取組を着実に進める所存です。</p> <p style="text-align: right;"><b>【東北インテリジェント通信株式会社】</b></p>	
<p>意見6-5 二次答申(案)で、INSネット(デジタル通信モード)の終了に伴う円滑な移行の実現に向けた取組を着実に進めることが求められていることは高く評価する。</p>	<p>考え方6-5</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b>          38 頁</p> <p>NTTをはじめとする事業者においては、上記の具体的な移行工程・スケジュールを踏まえ、必要となる協議や取組を加速し、円滑な移行の実現に向けた取組を着実に進めることが求められる。</p> <p><b>【意見内容】</b>          委員会では、従来 2020 年度後半としてきたINSネット(デジタル通信モード)の終了時期が 2024 年に後ろ倒しする意向がNTTから示されており、それについてはINSネットサービスに対応した音声CODECに代わるIP対応の機器が数多く存在しない現状を踏まえると、今後メーカーがIP網に対応可能な新たな機器の開発に要する時間などが確保でき、また利用者側の設備更改について検討する時間が担保されるので、ラジオ事業者としては歓迎すべきものである。</p> <p>本答申で、それについての円滑な移行の実現に向けた取組を着実に進めることが求められていることは高く評価する。</p> <p style="text-align: right;"><b>【朝日放送株式会社】</b></p>	<p>考え方5-12のとおり。</p>

## 7. その他 関係

<p>意見7-1 二次答申(案)に示された移行に向けた準備・取組みを着実に進めていくことに賛同。定期的に委員会においてフォローアップを実施し、チェック機能の役割を果たしてもらうことが、移行を予定どおり完了させるために有効。</p>	<p>考え方7-1</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b> 39 頁 おわりに</p> <p>NTTをはじめとする事業者においては、2024 年1月のメタルIP電話へのサービス移行や 2025 年1月のIP網への移行完了に向けて、一次答申及び本答申に基づく移行工程に向けた準備・取組を着実に進める必要がある。その上で、今後、実際の準備・取組が進められていく中において、新たな課題や環境変化等が生じた場合には、これまで一次答申及び本答申で示した考え方を踏まえつつ、必要に応じて見直し・改善を図っていく必要がある。</p> <p>このため、二次答申取りまとめ以降も、委員会を定期的に開催することとし、一次答申及び本答申に基づく取組が適切かつ着実に実施されているかについて、NTTから定期的な報告を求め、必要に応じて事業者等からの意見聴取を行いつつ、フォローアップを実施することが適当である。</p> <p><b>【意見内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本答申に示された移行に向けた準備・取組みを着実に進めていくことに賛同いたします。</li> <li>・ このPSTNマイグレーションは全国民に影響する重大なプロジェクトであり、関係する事業者が本答申に示された多岐にわたる課題に対して限られた時間の中で真摯に取り組み、利用者に迷惑をかけることなく、移行を完了させることが重要となります。このため、まずはPOIビル環境構築やIP接続が予定通り進められるよう、関係事業者で建設的な議論を行い、連携して取り組んでいくことが重要です。当社としても、こうした方向性や方針に従い、真摯に議論や設置に向けた準備に取り組む所存です。</li> <li>・ また、今後も「事業者間精算」や「双方向番号ポータビリティ」など様々な課題への具体的な対応が必要となります。しかしながら、費用負担など事業者間での協議が難航することも予想されることから、本答申に示されたとおり、定期的に委員会でフォローアップを実施いただき、チェック機能の役割を果たしていただくことが、移行を予定通り完了させることに有効であると考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【株式会社STNet】</b></p>	<p>固定電話網のIP網への円滑な移行を実現するため、NTTをはじめとする事業者においては、二次答申(案)に示した移行工程・スケジュール等に基づく検討・協議や必要となる取組を加速していく必要がある。</p> <p>本審議会としては、IP網への移行に向けた取組をフォローアップしていくとともに、総務省においては必要な制度整備等を進めていくことが適当である。</p>
<p>意見7-2 光IP電話への移行促進策を強化していくことは必要。メタルIP電話の終了時期等についても、できる限り早期に情報提供されることを要望。</p>	<p>考え方7-2</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b> 39 頁 おわりに</p>	<p>IP網への移行に伴い、メタル回線から光回線への移行促進についても重要な課題であることから、光ブロードバンドや光IP電話に係る競争環境整備や光</p>

<p>また、NTTにおいては、予見可能性を確保する観点から、光IP電話への移行も視野に入れ、メタルIP電話の終了時期についても可能な限り早期に確定・公表することが求められる。</p> <p><b>【意見内容】</b>  当面、メタル回線を残存させてメタルIP電話のサービスを提供するとしても、あくまでこれは暫定解であり、光IP電話への移行促進策を強化していくことは必要と考えます。さらに、メタルIP電話の終了時期等についても、できる限り早期に情報提供されることを望みます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【一般社団法人テレコムサービス協会】</b></p>	<p>ブロードバンド等の未整備地域への基盤整備を推進することが必要である。</p> <p>また、NTTにおいては、予見可能性を確保する観点から、光IP電話への移行も視野に入れ、メタルIP電話の終了時期についても可能な限り早期に確定・公表することが求められる。</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b>  39 頁  おわりに</p> <p>また、NTTにおいては、予見可能性を確保する観点から、光IP電話への移行も視野に入れ、メタルIP電話の終了時期についても可能な限り早期に確定・公表することが求められる。</p> <p><b>【意見内容】</b>  上記の考えに賛同致します。  利用者のメタルIP電話の継続利用判断に影響するため、早急にメタルIP電話の終了時期の確定、公表が必要と考えます。また、メタルIP電話の終了時期が確定出来ない場合でも、最低限の継続期間及び終了発表の予定時期などを公表して頂く必要がある、と考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【一般社団法人 電子情報技術産業協会 ECセンター】</b></p>	
<p>意見7-3 定期的な報告には接続事業者からの意見も含まれるようにしてほしい。</p>	<p>考え方7-3</p>
<p><b>【意見対象箇所】</b>  39 頁  おわりに</p> <p>このため、二次答申取りまとめ以降も、委員会を定期的開催することとし、一次答申及び本答申に基づく取組が適切かつ着実に実施されているかについて、NTTから定期的な報告を求め、必要に応じて事業者等からの意見聴取を行いつつ、フォローアップを実施することが適当である。</p> <p><b>【意見内容】</b>  定期的な報告には接続事業者からの意見も含まれるようにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【東北インテリジェント通信株式会社】</b></p>	<p>今後の本審議会でのフォローアップの際には、接続事業者も含めた「事業者間意識合わせの場」における検討・協議の状況について、その事務局としてのNTTから定期的に報告を求めることに加えて、必要に応じて接続事業者も含めた関係者からの意見聴取を行うことを想定している。</p>